

行財政改革特別委員会会議録

平成21年7月16日

場 所 第3委員会室

平成21年7月16日（木曜日）

午前10時1分開会

会議に付した案件

○概要説明

県民政策部

1. 所管する公社等の現状等について
 - ・株式会社宮崎放送
 - ・株式会社テレビ宮崎
 - ・財団法人宮崎県立芸術劇場
 - ・宮崎ケーブルテレビ株式会社
 - ・ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社
 - ・株式会社ケーブルメディアワイワイ

県土整備部

1. 所管する公社等の現状等について
 - ・財団法人宮崎県建築住宅センター
 - ・財団法人宮崎県建設技術推進機構

福祉保健部

1. 所管する公社等の現状等について
 - ・財団法人宮崎県看護学術振興財団
 - ・財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター
 - ・財団法人宮崎県公衆衛生センター

○協議事項

1. 県内調査について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（13人）

委員	長	丸山裕次郎
副委員	長	武井俊輔
委員		緒嶋雅晃
委員		福田作弥
委員		星原透
委員		十屋幸平

委員		河野安幸
委員		山下博三
委員		鳥飼謙二
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		井上紀代子
委員		徳重忠夫

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	高山幹男
県民政策部次長 （政策担当）	日高勝弘
県民政策部次長 （県民生活担当）	高島俊一
総合政策課長	永山英也
秘書広報課長	亀田博昭
広報企画監	津曲睦己
文化文教・国際課長	福村英明
情報政策課長	金丸裕一

福祉保健部

福祉保健部長	宮脇和寛
部参事兼 福祉保健課長	佐藤健司
衛生管理課長	船木浩規

県土整備部

県土整備部長	山田康夫
県土整備部次長 （総括）	岡村巖
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	児玉宏紀
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	藤原憲一

管 理 課 長 成 合 修
部 参 事 兼 岡 田 健 了
技 術 企 画 課 長
建 築 住 宅 課 長 佐 藤 徳 一

参考人として出席した者

財団法人宮崎県看護学術振興財団
事 務 局 長 井 黒 学

財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター
常 務 理 事 寺 田 孝 則

財団法人宮崎県建設技術推進機構
常 務 理 事 山 崎 建 至
常 務 理 事 桑 畑 則 幸

財団法人宮崎県建築住宅センター
理 事 長 鍋 島 功
常 務 理 事 藤 山 登

事務局職員出席者

政策調査課主査 松 下 新 一
政策調査課副主幹 福 島 久 大

○丸山委員長 それでは、ただいまから行財政改革特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程でありますがお手元に配付の日程案及び2枚目の「説明の対象とする公社等について」をごらんください。

本日と、あす及び23日の委員会におきましては、各部局のほうから、所管する公社等の現状等について個別に説明を受ける予定としております。前回の委員会において、説明の対象とする公社等の選定につきましては、正副委員長に一任いただいておりますので、このとおり決定

しております。

委員会資料を見ていただきたいんですが、選定理由として、書いているとおり、県職員並びにOBが多い、県出資割合が高い、商法法人への支出のあり方、設立年度が古い、そういうのを加味して選定しております。なお、井上委員からありましたとおり、畜産関係のほうも選定しておりますので、よろしく願いしておきます。

なお、審議のときにこの選定理由等を参考にさせていただければ幸いというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は、県民政策部、県土整備部及び福祉保健部から、所管する公社等の現状等について説明を受けたいと思いますが、そのように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 そのように決定いたします。

次に、参考人の招致についてお諮りいたします。

各部局から、所管する公社等の現状等について説明を受けるに当たり、委員から、当該公社等の現状を詳しく尋ねたいところもあるということから、当委員会の審議を深めるため、当該公社等からも可能な限り出席していただくことが望ましいと考えております。つきましては、別紙の「行財政改革特別委員会参考人招致（案）」に記載している方々に対しまして、参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定します。

次に、参考資料に関してでありますがお手元に参考資料として、「公社等経営評価シ-

ト」及び「定例県議会提出報告書（県出資法人の経営状況）」を抜粋したものをお配りしておりますので、審議の参考にしていただければありがたいと思っております。

また、前回の委員会で、鳥飼委員より資料要求のありました「宮崎県奨学会に関する資料」につきましては、お手元に配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○丸山委員長 それでは、委員会を再開します。

県民政策部においでいただきました。私は、この特別委員会の委員長を仰せつかっております丸山でございます。よろしくをお願いいたします。

委員の紹介につきましては、時間の制約もございますので、お手元の配席表にてかえさせていただきます。また、県民政策部の皆様の紹介につきましても、資料に出席者名簿を記載していただいておりますので、省略して結構でございます。

本日は、県民政策部所管の公社等のうち、当委員会が選定いたしました公社等について、その現状等に関する説明をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○高山県民政策部長 おはようございます。県民政策部の高山でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

私ども県民政策部は、県民起点の政策立案でありますとか、総合的な政策推進機能に加えて、県民生活に直結します施策を、一体的・

効果的に進める組織でございます。より質の高い県民生活の実現を図りますために、職員一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、委員の皆様の御指導と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の県民政策部説明資料をごらんいただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして目次をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページのほうには、県民政策部の幹部職員名簿をおつけしておりますが、これにつきましては省略をさせていただきます。

目次のⅡからⅦにかけて、県出資の6つの法人につきまして、設立目的、組織の概要等の御説明をさせていただきますと存じます。詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○津曲広報企画監 それでは、秘書広報課が所管します2つの商法法人、株式会社宮崎放送と株式会社テレビ宮崎について御説明をいたします。

資料の3ページでございます。

まず、1、設立の経緯でございます。同社は、昭和29年に、県内初の民間ラジオ局として設立され、その後、昭和35年からテレビ放送も開始をしております。

次に、(4)出資額をごらんください。総額1億6,200万円のうち、県出資額が1,575万円、全体の9.7%となっております。

次に、(5)出資の経緯でございますが、昭和29年当時、本県はNHKのラジオ放送しかない状況で、民間放送の設立は、県民の皆様に幅広い情報を提供できることが非常に公共性が高いということで、経済的支援として、昭和29年

の設立時、及びテレビ事業を開始するため増資を行いました昭和33年と34年に出資をしております。

次に、2、配当金額でございます。同社の平成20年度の経常収支は、4億1,200万円余りの黒字となっており、県に対する株主配当金は、県の持ち株3万1,500株、1株当たり60円ということで、189万円でございます。

次に、3、出資の見直しについてでございます。これまでの検討の結果、(1)放送局は非常に公共性が高いという点と、(2)株主配当としての資産的価値があるという2つの理由から、当面出資を継続したいと考えております。なお、(1)の理由の中に、全国で40都府県がと書いてございます。ここは39の誤りでございました。訂正をお願いします。よろしく申し上げます。

では、次のページをおめくりください。株式会社テレビ宮崎でございます。

1、設立の経緯であります。同社は、昭和44年に県内2番目の民間テレビ放送局として設立をされました。

(4)出資額でございますが、総額3億3,000万円のうち、県出資額が1,500万円となっており、全体の4.5%でございます。

次に、(5)出資の経緯でございますが、テレビ宮崎には、昭和44年の設立時に、宮崎放送と同様、県民の皆様に幅広い情報を提供できることが非常に公共性が高いということで、経済的支援として出資をしております。

2の配当金額でございます。同社の平成20年度の経常収支は、7億1,000万円余りの黒字となっており、県に対する株主配当金は、県の持ち株3万株に、1株当たり60円ということで、180万円でございます。

最後に、3、出資の見直しについてでございますが、先ほど御説明申し上げました宮崎放送と同じ理由から、出資を継続しております。これも40都府県のところを39ということで訂正をお願いします。以上でございます。

○福村文化文教・国際課長 それでは、文化文教・国際課のほうで所管しております財団法人宮崎県立芸術劇場について御説明いたします。

お手元の資料の7ページをお開きください。

当財団は、(1)にありますとおり、県立芸術劇場を拠点として、芸術文化等多様な文化活動を促進し、文化の香り高い地域づくりと、心豊かな県民生活の創造に寄与することを目的として、(2)にありますとおり、平成5年4月1日に設立された公益法人であり、ことしで17年目を迎えております。また、平成18年度から、劇場の指定管理者として施設の管理運営や各種事業を行っており、平成22年度までの5年間は第1期指定管理期間となっております。

財団に対します県の出資総額は、(3)にありますとおり、平成20年度末現在で、①の基本財産が3,000万円、②の運用財産が16億7,204万円の合計17億204万円となっており、(4)にありますとおり、その全額を県が出資しております。

なお、先日6月26日の委員会資料には、県の出資総額が、平成20年4月1日現在で18億1,988万3,000円と報告しておりますが、この差額は、20年度内に②運用財産のi文化事業基金を取り崩したことによるものであります。この②の運用財産は3つの基金の合計であり、その内訳について説明いたします。

iの文化事業基金は、平成5年の財団設立時に県が20億円全額をしたもので、その現在残高であります。この基金につきましては、当初は

利率5%で1億円の運用益を見込んでおり、その運用益で自主文化事業を行うこととしておりましたが、金利低下によりまして、平成16年度からは基金そのものを取り崩して事業費に充てており、平成20年度末現在の残高が16億4,424万円となっております。財団では、この文化事業基金を活用しまして、3つのホールの特性を生かしながら、国内外の多様な水準の高い舞台芸術の招聘公演事業や、演劇講座、パイプオルガンを活用した教育普及事業などを独自に企画して実施しております。

iiの文化振興基金は、劇場のパイプオルガン設置や文化事業推進のための資金にしてほしいということで、企業や団体等から県が受けた寄附金を、平成6年度に県から財団に出捐したものであります。

iiiの舞台芸術振興基金は、先ほどのiiと同じく、劇場の文化事業推進のための資金にしてほしいということで、県内の篤志家から県が受けた寄附金を平成15年度に県から財団に出捐したものであります。

なお、県出資の経緯につきましては、(5)にありますとおり、音楽や演劇などさまざまな舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、練習、創作、発表等、県民の多様な文化活動の拠点として劇場が建設されたのを機に、その役割をより効率的に発揮するため、基本財産3,000万円を出資して財団が設立されたところであります。

また、設立に当たりまして、質の高い公演等を実施するために、同財団に基金を設け、その運用益で継続的・安定的な事業を実施することが必要であることから、20億円の文化事業基金を出資したものであります。

次に、8ページをごらんください。2の組織

についてであります。

(1)に平成21年4月1日現在の財団の組織図と職員数等を示していますが、役員が12名、職員が32名となっております。まず、役員についてでございますが、常勤は、常務理事兼副館長1名、あとの11名は非常勤であり、理事長1名、副理事長2名、理事6名、監事2名となっております。このうち、常勤である常務理事兼副館長が県OBであり、また、非常勤である副理事長1名は県職員、県民政策部長であります。また、職員につきましては、職員総数32名のうち、常勤職員が19名、その内訳としましては、県派遣職員が10名、県OBが1名、臨時職員が8名であります。また、非常勤職員は13名となっております。会計事務や舞台技術業務等専門的な業務に従事しております。

次に、(2)常勤役員の報酬額についてですが、平成20年度実績で、常務理事兼副館長1名の報酬は、給与や賞与・手当を含めて年額で444万5,000円となっております。

次に、9ページをごらんください。3、事業の概要についてであります。

まず、(1)県からの財政支出の状況(平成21年度当初予算)についてですが、財団に対します県からの委託料は、平成21年度当初予算で6億4,440万6,000円となっております。その内訳ですが、中ほどに米印で記載しておりますが、1、県立芸術劇場管理運営委託費、2、宮崎国際音楽祭開催事業の合計4億8,789万3,000円は、指定管理業務委託料であります。3の県立芸術劇場大規模改修事業は、平成19年度から計画的に実施しているものであり、基本的には県で対応するものであります。劇場の自主事業の公演計画とか一般への貸館予約との調整が必要となります。工事については、その施工の効

率性を考慮しまして、財団に委託して実施することとしておるところでございます。今年度は、舞台の機構や照明、音響設備の改修などに係る1億5,651万3,000円を財団に委託することとしております。

続きまして、10ページをごらんください。

(2) 事業実績(平成20年度)についてであります。財団の20年度の事業費支出は、事業の内容を4つの項目に分類して記載しておりますが、その合計は8億6,790万5,000円であり、このうち県費負担が5億4,745万7,000円となっております。

まず、1、劇場の管理運営につきましては、劇場の利用、維持及び保全等に関する業務として4億7,480万3,000円で、うち4億1,647万6,000円が県費負担となっております。管理運営に係ります具体的な事業内容経費を①から⑥まで記載しておりますが、①の貸館事業の状況については、表の稼働率のところをごらんいただきたいと思うんですけど、ホール、練習室ともに前年より上回っており、また、利用者数についても21万人強の利用があったところであります。利用者数が前年に比べ減少しておりますが、これはパイプオルガン改修のため、3カ月間ホールを閉館したことによるものであります。この貸館に伴う利用料金収入は5,118万円であり、全額が財団収入となっているところであります。②から⑥は、施設の安定的かつ円滑な運営のための経費でありまして、そのうち③は、基本協定で指定管理者が実施することになっている定例的な修繕、④は、県が基本的な実施する必要のある非定例的な修繕のうち、先ほど申しました効率的に実施するために県から財団に委託して実施したものであります。

次に、2、宮崎国際音楽祭についてですが、

昨年5月に開催しました①第13回の開催経費、本年5月の②第14回の開催準備経費の合計で2億1,871万円となっております、うち1億3,098万1,000円が県費負担となっております。

次に、3、自主文化事業についてですが、平成20年度は、招聘公演事業としてロンドン交響楽団など10事業(16公演)、また、自主企画制作公演事業として県内在住や本県出身者によるコンサートなど8事業(21公演2講座)、さらに、教育普及事業としてオルガン講習会など13事業(18講座)を実施したところであります。事業費は1億1,554万4,000円であり、財団の文化事業基金や入場料収入を財源として実施しているもので、県費負担はございません。

4のその他の支出については、運用財産運用益の基金繰り入れや県への寄附金等で5,884万8,000円となっております。

次に、11ページをごらんください。4、財務の状況についてであります。当財団では、劇場の管理運営並びに宮崎国際音楽祭など、県から委託を受けて実施した事業の収支を処理する一般会計と、当財団が主催者として実施した自主文化事業の収支を処理する特別会計の2つに区分して会計処理を行っております。

まず、貸借対照表について御説明いたします。

財団の期末の資産状況ですが、資産合計は、表の中ほどの二重線が引いてあるところですが、2会計の合計で20億140万8,650円となっております。主なものとしましては、1、流動資産では、2会計とも支払い等のための現金預金、2、固定資産では、一般会計の財団の基本財産であります3,000万円や、特別会計の特定資産としての文化事業預金16億4,424万円等であります。

次に、負債合計は、表の負債の部の一番下の欄にありますように、2会計の合計で1億9,390万3,148円となっております。主なものとしましては、2会計とも未払い費用がありますが、一般会計では、清掃や舞台技術等の委託料（3月分）とかパイプオルガンの修繕費の一部など、特別会計では、県への寄附金などであります。

また、正味財産合計は、この表の下から2段目の合計の欄にありますとおり、資産合計から負債合計を差し引きました18億750万5,502円となっております。

次に、12ページをごらんください。正味財産増減計算書について御説明いたします。

まず、当期一般正味財産増減額ですが、表の下から13段目にありますけど、2会計合計で1,459万1,918円の増となっております。また、当期指定正味財産増減額は、表の下から4段目に記載してありますとおり、2会計合計で1億3,328万5,498円のマイナスとなっております。これは主に、自主企画文化事業の財源としまして、文化事業預金を取り崩したことによるものです。

次の13ページの財産目録でありますけど、先ほど説明した貸借対照表と重複いたしますので、説明は省略をさせていただきます。

最後に、5、公社等の改革の状況について御説明いたします。14ページをごらんください。

(1) これまでの取り組みと実績についてですが、まず、人的関与につきましては、中ほどに表を示しておりますが、17年度まで16名派遣しておりました県職員を、18年度から13名、また、20年度からは10名に削減しまして、また、役員につきましても、16年度に2名、17年度に1名、さらに21年度に2名の県関係者を役員から外し、県関与の縮減を図ったところですよ。

た、財団の文化事業基金の運用益減少を補てんするための県補助金を平成16年度から廃止するなど、財政的関与も見直しを行ったところですよ。さらに、財団のほうにおきましても、経営見直しの視点から、文化事業協議会を開催して文化事業に対する要望等の意見集約に努めましたほか、音楽祭における企業協賛の拡充による自主財源の確保や、各種研修会の受講などによる職員の資質向上を図ったところですよ。

最後に、(2) 今後の方向性についてであります。財団は、多様な文化活動の促進という設立の趣旨を踏まえ、芸術文化事業を安定的・継続的に実施していくことが求められますが、経営の効率化と自立化を図るため、組織や運営方法等について検討するよう、引き続き指導をしていくとともに、県としましても、必要な人的・財政的支援のあり方について検討を進めていくこととしています。

財団法人宮崎県立芸術劇場につきましては以上であります。

○金丸情報政策課長 それでは、情報政策課が所管しております3つのケーブルテレビ会社について御説明いたします。

資料の15ページをお開きください。宮崎ケーブルテレビ株式会社でございます。

まず、1の設立等でございますが、設立目的につきましては、3社とも共通でございます。多チャンネル放送や、地域に密着した情報の提供・発信を行うことにより、地域の活性化を図るものであります。

設立は平成元年7月で、主な事業といたしましては、宮崎市などにおいてテレビの多チャンネルサービスの提供、インターネットサービスの提供等を行っているところでございます。

また、(4)の出資総額でございますが、12

億6,400万円で、うち1億円が県の出資、出資割合は7.9%となっております。

次に、県出資の経緯でございますが、都市部との情報通信格差の解消を図るため、平成8年の増資のときに、経済的支援という趣旨から出資を行ったものでございます。

次に、2の配当でございますが、20年度の経常損益は約5億6,000万円ございまして、1株当たり1,000円、合計200万円の配当金を受け取ったところでございます。

また、3の出資の見直しについてでございますが、県民の多チャンネル放送やエリア拡大に対する要望が強いなど、事業の公益性が高いと認められるため、当面、出資を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、17ページをお開きください。ビューティーヴィーケーブルテレビ株式会社についてであります。

設立目的は、宮崎ケーブルテレビと同じでございます。

また、設立は平成8年1月ございまして、主な事業といたしましては、都城市や日南市において、テレビの多チャンネルサービスの提供、インターネットサービスを行っているところでございます。

出資につきましては、出資総額が4億8,450万円、うち県出資は3,000万円ございまして、出資割合は6.2%となっております。

続きまして、(5)の県出資の経緯につきましては、宮崎ケーブルテレビと同様、平成9年の増資のときに、経済的支援という趣旨から出資を行ったものでございます。

次に、2の配当金額であります。20年度の経常損益は約4,400万円ございまして、配当を行うまでの利益がないため、配当はなかったと

ころでございます。

続きまして、3の出資の見直しでございますが、宮崎ケーブルテレビと同様の理由から、当面出資を継続したいと考えております。

続きまして、19ページをお開きください。株式会社ケーブルメディアワイワイについてでございます。

1の設立等でございますが、設立目的は他の2社と同様でございます。設立は平成元年1月でございます。主な事業といたしましては、延岡市や日向市等の県北におきまして、テレビの多チャンネルサービス、インターネットサービスの提供を行っております。

出資総額は4億1,400万円、うち県出資は100万円で、出資割合は0.2%となっております。

次に、県出資の経緯でございますが、都市部との情報通信格差の解消を図るため、平成元年の設立時に、県内で最初のケーブルテレビ会社への支援という趣旨で出資を行ったものでございます。

続きまして、配当金額でございますが、20年度の経常損益は約3億2,000万円ございまして、1株当たり5,000円、合計5万円の配当金を受け取っております。

最後に、3の出資の見直しについてでございますが、ほかのケーブルテレビ2社と同様の理由から、当面、出資を継続してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○丸山委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、御発言をお願いいたします。なお、1法人ずつ質疑を進めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、県立芸術劇場についての質疑をお願いいたします。芸術劇場についての質疑を

先に進めた後に、商法法人を進めていき、その後、総括として質疑をしていただければと思っています。

○福田委員 これは置県100年事業の一環として宮崎県にないものをつくったんですから、大事に大事にという考えがお互いあるんですが、説明の中でございました、20億円の運用基金をつくってその運用果実から、当初5%を予定されたというお話がございましたが、それで運営をするということで計画をなされたんですね。その後、金融の大激変によってゼロ金利時代がずっと続いていますね、予想に反しまして。基金の取り崩しを始めて事業に継続性を持たせざるを得なくなっているんですが、当面こういう状況が続くことが考えられますが、かなり基金が目減りしても今の状態でやっていくというお考えですか、その辺はどうですか。

○福村文化文教・国際課長 今、委員がおっしゃったとおり、非常に財政状況も厳しいということで、基金を取り崩してやっていくことにしております。当初20億円積みまして、最初は利率5%でよかったんですけど、途中から利率が下がりました、その差額は県が補助金で負担するというようなことで、1億円の事業は確保しようということでやったんですが、その後、今度は県の補助金はなくすということになりました、基金そのものを崩してやっていくということで、先ほど言いましたように、現在、16億ほどになっておるところです。私どものほうは、いつまでこういう状況が続けるかということを検討しているわけではございませんけど、当面は、こういう形で基金を食いつぶしながら事業をやっていこうという考えであります。

○福田委員 これは県民にとって非常に大事な

事業ですから、どうこうということがすぐ結論が出るとは思いませんが、金利がほとんどゼロ金利としてずっと推移した場合、かなり速いピッチでこの基金が目減りしていくと思うんですね。今の芸術劇場を県民に満足させる水準で運営していくためには、もう一工夫必要な時期に来たのかなという感じがいたします。これはまた各委員の意見が出てくると思いますから、それもお聞きしたいと思います、大型の施設ですから、かなり厳しいなという気がいたしております。しかし、県民にとって大事な施設だと、この辺のジレンマですね。いかがですか、その辺は。

○福村文化文教・国際課長 私どもも、この芸術劇場が県民にとって大事な施設だということは十分認識しております、自主財源の確保といたしますか、その辺も常に考えているんですけど、内部では、その資金をどんなふうに確保するかと。例えば、友の会組織なんかもあるんですけど、そこら辺の拡充を図って資金を拡充するか、また、企業のほうに依頼をしまして企業協賛を確保するか、そういうようなことは考えておるんですけど、具体的に確定したものはまだございません。

○鳥飼委員 何点かお尋ねをしますが、今、福田委員からもありましたように、置県100年事業ということで、長く準備がされて開館をされたわけですね。出資の経緯にも書いてありますけれども、音楽や演劇などのさまざまな舞台芸術の鑑賞機会をとということで、質の高い文化芸術を県民に提供する場ということで設置をされてきたと思っています。もう16年ぐらいたっていますから、執行部の皆さん方も、16年前でしたら、60歳の方が44歳ぐらいで、見通すのはなかなか難しいんですけども、実際的にどう

だったのか、今どういうふうに評価をしているのかということをお聞きしたいと思います。

○福村文化文教・国際課長 評価といいましても、これは私どもが音楽好きの人からいろいろ聞いたりする評価でございますけど、音楽文化に対する県民の意識は確かに向上しているんじゃないかと。最初のコンサートに行ったときの状況、開館当初の具体的なことを申し上げますと、コンサートに行ったときに、聴衆の鑑賞のマナーといいますか、音楽の途中で拍手をするとか、私語をするとか、そういう状況があったのが、最近の音楽祭なんかのコンサートを見てみますと、確かに鑑賞のマナーといいますか、そこら辺、県民の意識が確かに向上していると。これは、劇場の果たした役割といいますか、これがなければそういう機会もなかったわけでしょうから、確かに県民の文化意識の向上は図られているというふうに考えております。また、子供たちのほうも、音楽祭の中で「子どものための音楽会」とかやっておりますけど、それを実際に鑑賞したのを機に、音楽家になろうとか、県出身の音楽界で活躍されている方が出てきているという状況もございますので、私はそういうような評価は下していいかなと考えております。以上でございます。

○鳥飼委員 ここが開館をする前は、市役所のところの宮崎市民文化ホール、ずっと前でしたら、公会堂とかそんなところがあって、そして、いろんなコンサートとか、大学のマンドリンがあったり、交響楽があったり、それから、N響が来ていたわけです。そういう拠点があったということで、確かに私自身もそういう意味では、質といいますか、触れる機会が数多くなってきたというふうに思っています。皆さん

も小学校のころというか、小さいころ、学生のころにそういうふうな音楽に触れるということは、物すごく普通では考えられないような感動というものを与えて、そして、その人たちが、プレーヤーになる人もおるし、聞くだけの人もおるし、趣味で楽しむ人もおるといふふうに思っているんです。そういう意味では、この劇場が開館をしたということで、かなり質の高い音楽なり、芸術なり、演劇を提供することができるようになったのではないかとというような感じは受けているんですけど、そこをちょっと確認しておきたいと思えます。県としてどういうふうにそれを見ているのか。一般聴衆といいますか、聞くというのももちろん一つの方法で、今、福村課長はそういうふうな言われ方をしましたけれども、そういうことをいろいろ含めた上で、どういうふうな評価を県としてもやっているんですよ、評価をしていますというのが大事だと思うんです。そこをお聞きしたいと思います。

○福村文化文教・国際課長 県としましても、施設の整備ということで劇場とのかかわりが強いわけですけれども、今、委員がおっしゃったような評価、これは高いものがあると考えております。具体的には、県民が劇場で一回コンサートをしてみたいとか、一般のアマチュアの方たちが一回は劇場で演奏をしてみたいとか、そういう動機づけみたいなものを与えるいい拠点といいますか、そういうことになっているかと思えます。今、劇場の評価というものをお示しますようなまとめたものはございませんので、そういうことで了解をいただきたいと思えます。

○鳥飼委員 外山議員とか先輩の議員が、タキシードを着て行こうじゃないかということで、

私はタキシードを持っていなかったから、そのときは行かなかったんですけど、これはすばらしいからやっぱり立派なものにしていこうという熱気が、議会の側にもあっただろうと思っています。確かに、一方では、言われるように、クラシックの音楽というのは、鑑賞する人は非常に少ないというのも事実ですし、私どもが飲んだりしてカラオケに行けば、演歌を歌うとか、童謡も聞くとか、いろいろな音楽を楽しむというのはあるわけなんですけれども、そういう意味で、原点に返った議論というのも、せっかく機会をつくっておられますので、やっていただくといいなというふうに思っております。

続けて質問しますが、先ほど言われました、平成18年、1996年に指定管理者制度を導入されたわけなんですけれども、なぜこの制度を導入されたのかと今でも私は思っています。この芸術劇場そのものを県がつくって、基金をつくって、そしてまた、基本財産なり、運用財産を運用しながら、先ほど申し上げられたような、芸術文化を県民に提供するという県の大きな目的があったと思うんです。それをなぜ指定管理者にするのか。今度指定管理者にならなければ、この財団というのは解散をするのかというようなことも含んでいると思っておりますけど、その制度導入に至った経緯。課長はその当時おられなかったから、課長に聞くのは酷な感じはもちろんするんですけれども、お聞きをしておきたいと思います。

○福村文化文教・国際課長 劇場のほうは18年4月1日から指定管理者になっているわけですけど、その前、1年前後かけまして、県全体の指定管理導入の動きがありまして、県の方針としまして、既に委託で運営している施設につい

ては、例外なく指定管理を導入するというような指針が決定されまして、劇場のほうもそれに従ったというふうに理解をしているところでございます。

○鳥飼委員 それで、例えば、図書館を指定管理者にという議論が時々出てきたりするんですけど、これは非常に逆立ちをした議論だと。自治法改正の目的を見失った議論だというふうに思っています。何のために図書館があるかといったら、文化の拠点でありますし、情報を得るところでもあります。それを指定管理者にしていくということは、指定管理者制度の目的ですね、なぜこの制度が導入されて、自治法が改正されたのかというところを見れば、当然、図書館は指定管理者制度にはなじまないと思っ

ているんです。同じように、そういう前提があったにしても、私は、ここは丸々県が、県の意思として、宮崎県の芸術文化向上のために全力を挙げてやっていこうという取り組みをしてこられたわけですから、そこを途中で軌道修正を図ることになるわけで、ここはちょっと当時、議論不足だったのではないかと。私は、指定管理者制度の運用を誤っているんじゃないかというふうに思っています。これも福村課長に聞くのは酷だと思えますけれども、お尋ねをします。

○福村文化文教・国際課長 そういう御意見も納得できる部分も十分にあると思っておりますけど、いずれにしましても、18年に導入した時点でそういう方針が決定されたということで、県の全体的な方針の中で判断されたことだと思っております。当時、サービスの向上とか経費の削減ということがねらいとして上がっておりまして、その目的は果たしてきているというふうに考えております。

○鳥飼委員 これ以上答弁は求めませんが、当時、管財課が担当していましたね。管財課の課長が説明したときに、当時は後藤さんだったと思うんですけれども、課長の名前はいつでもいいですけれども、これは一律に適用するのはおかしいですよ、法の趣旨を間違えますよというお話をしたことがあるんです。ですから、その時点に遡及した感じで、今後議論を進めるに当たっても、指定管理者制度がなぜ導入をされたのかという地方自治法の改正の趣旨、目的も勘案しながら、いろいろ議論を進めていっていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

○緒嶋委員 県費をどれだけ投入するかというのが今後一番課題になるわけですが、20年度から見たら、20年度が県費が約5億4,000万ですね、5億5,000万と言ったけど。21年度は6億4,000万ですね。1億ふえた。今後とも大規模改修等があれば、この金額というのはもうしばらくはふえるというふうに見たほうがいいと思うんですが、このあたりはどういうふうに理解すりゃいいんですか。

○福村文化文教・国際課長 このふえていく部分は、施設の大規模改修計画というのがございまして、それを達成するためにちょっとふえていくという傾向が出ているかと思っております。

○緒嶋委員 そのふえ方はちょっとぐらいですか。ちょっとというのは、ちょっと意味がわからんだけ。

○福村文化文教・国際課長 計画では、今年度は設備費に1億6,700万かけるということにしておりますが、22年度は2億3,000万ぐらいふえる予定にしております。それに伴って財団のほうから寄附をいただくということにしております

ので、財団のほうもちょっと負担が、要するに基金が減っていくということになります。

○緒嶋委員 2億でそれは終わるわけですか、大規模改修は。

○福村文化文教・国際課長 指定管理期間もございまして、一応22年度までは計画を立てておるんですが、23年度以降については、まだ具体的に幾らかけてやるかは決めていないところでございます。

○緒嶋委員 決めていないということは、補修とか大規模改修は必要がないという前提でそうしておられるんですか。

○福村文化文教・国際課長 補修につきましては、やはり老朽化が絶対出てきますので、必要ないということはないと思うんですが、今の財団の指定管理期間が22年度まででございまして、そこを区切りとして具体的な経費の算定はしていると。23年度以降はまた別途……。

○緒嶋委員 指定管理者のそれが、それだからすべてが終わるわけじゃないわけだから、長期的な物の見方で判断しなきゃ、指定管理者のことだけを言っただけは私はおかしいと思うんですね、考え方として。その辺の長期的なもの、将来の課題というのはそういうあたりを指しているんじゃないですか、「必要な人的、財政的支援のあり方について検討する」。そのあたりを明確にしながらかつて将来のあり方を考えていかにゃ、指定管理者の間だけで検討するということが、私はちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。そのあたりはどうですか。

○福村文化文教・国際課長 いずれにしても、この補修には、県のほうと財団のほうとで、財団の協力をいただきまして、半額ほどは財団の基金からしていただくということをやっているものですから、23年度以降、今の財団が

引き続き指定管理者ということになる状況がございましたら、話し合いでそういうことも協力をいただけるかと思っています。

○緒嶋委員 いずれにしましても、基金が減るということですね、間違いなく。

○福村文化文教・国際課長 間違いなく基金は減っていくと思います。

○緒嶋委員 減っていくということでしょう。その辺を含めて考えていかにやいかんのじゃないかということです。

それと、県職員が今でも10名ですね。県職に行くというのは、給与の面等で、給与水準が民間に比べたら高いと思うんです。県職員を派遣しなきゃならんのかと、そのあたり。ノウハウの問題とかいろいろを含めて、県職員を派遣しなきゃ、指定管理者にしながらも運営が成り立たんのかどうか。このあたりはどうか。

○福村文化文教・国際課長 今の財団法人の設立のときに、人事当局、県当局の判断で、プロパーの職員は採用せずにやっていた。この財団は県と密接な関係がございますので、半官というかそういうことで、県の派遣職員で運営していたということでスタートしております。その後もプロパー職員は採用せずに来ております。それで、専門的な職員がなかなか育たないという問題はあるんですけども、当初の方針を踏襲したままで今来ております。また、指定管理者の問題もありますから、いろいろと複雑な問題が絡んでいるところがございます。

○緒嶋委員 指定管理制度のいろんな問題もあるわけですね。そういうことであれば、将来的なことをもうちょっと具体的にせんと、課題を抱えたまま引き継いでいくような感じで、将来的な展望が開けんし、最終的にはにっちもさっ

ちもいかんようになるような仕組みになっておるんじゃないか、今のままいけば。

もう一つは、入場者というか、利用者の数そのものは、開館当初から今までの推移はどうなんですか。利用者そのものはふえておるのかどうか。これはどうなっているんですか。長期的に見て。

○福村文化文教・国際課長 利用者も、開館当初からずっとふえてきている傾向にございます。

○緒嶋委員 それと、財政的に国の交付税措置なんかでこういう施設に対してそういうものがあるのかどうか。

○福村文化文教・国際課長 施設そのものに対する県の補助は今のところないんですけども、「交付税」と言う者あり）交付税はあったかと思っています。建設当時ですね。

○緒嶋委員 こういうことがあることに対する、運営に対する交付税措置的なものが加味されておるのかどうかということ。

○福村文化文教・国際課長 運営自体に対する交付税の措置というのはないと思います。

○緒嶋委員 もう一つは、全国的にこういう施設があるわけですね、各県に。その運営の形態というか、そういうものは全国的に見たらどうなっているのか。

○福村文化文教・国際課長 指定管理制度を導入しているかどうかということも調査しておるんですけども、市町村の施設なんかも含めまして全国的に4,177ありまして、現在の管理運営形態ということで、直営が市町村を含めて2,771、66%を直営でやっております。指定管理者は1,406で、33.7%が指定管理者でやっておるという状況でございます。

指定管理者にしたところで、公募をしたか非

公募だったかというのも調べております。以前、直営でしていたところを指定管理者に移行した施設が146あるんですが、公募でやったところが83施設、非公募でやったところが63施設というような数字が出ております。

劇場みたいに管理委託で既にやっていたところで、直営に戻したところが78、指定管理者にしたところが1,201、93%ぐらいは指定管理者にしたというような状況が出ております。それを公募でやったか非公募でやったかということも調べておるんですけど、指定管理者に移行した1,201施設のうち、公募でやったところが410施設、非公募でやったところが791施設、パーセントでいいますと、公募のほうは34%、非公募が65%というようなデータが出ております。

○緒嶋委員 今言われたのを皆メモはできませんので、それは資料としてください。

それと県の場合ですね、全体を言えば市町村まであるわけですが、県が管理するというか、県営のものの中で、県がつくった中でどうかというような大きなところを見らんと、市町村まで比較してはちょっとわけがわからんようになってしまう。

○福村文化文教・国際課長 後で調べてということよろしいでしょうか。

○緒嶋委員 はい。

○井上委員 今の緒嶋委員からの指摘と大方かぶるところがあると思うんですが、答えていただきたいんですけども、先ほどからありましたように、将来的なこととかを考えていけば、財務改善というのは物すごく大事だと思うんです。財務改善をする。ですから、自主財源をどうやって拡充していくのかということ、これはすごく大切だと思うんです。どのような冠でやっていくのかということはずごく大事だと思

うんです。先ほど緒嶋委員からも出たように、それは県の職員の感覚だけで大丈夫なのかという問題点とかいろいろあると思うんです。今後人的支援の見直しとかもしなければならないと思うので、そういう方面から考えると、そこについてはどのような考え方を持っているんですか。せっかく芸術劇場があって、これをずっと存続させるということを視点にして考えた場合なので、その見通しみたいなのを含めて教えてください。

○福村文化文教・国際課長 実は、現在、「国際音楽祭を考える懇談会」というのを開催しておるんですけども、音楽祭の行方も絡みまして、指定管理者の問題、財団の財源の問題、いろいろな問題が絡んでおまして、当課のほうにおきましても、どうするのかということで、今、部を挙げて真剣に検討をしているところでございます。財団そのものについては、やはり設立の趣旨からいけば、ずっと存続といいますか、継続的・安定的に存続していかないといけないというのは当然のことだと思っておりますので、そのことを踏まえた上で、どういう方法があるのかということは今真剣に検討しております。

○井上委員 この特別委員会で議論する内容とそちらが検討される内容とが違うのかと言われると、議論していて、基本的に委員会の論議とそちらの論議とが合うのかというのがちょっと心配になるんですね。委員会としてはこういう方向だったけれども、そちらの論議としてはこうなったみたいな、部の議論ではこうなったみたいなのでは困るので。もともと私どもに提出されている資料によると、来年の3月には検討に入るためのちゃんとしたものを出すというふうになっているわけだから、委員会の場所にあ

る程度検討の状況というのは出てきてもいいのではないかというふうに、私は今回思っていたわけです。平成19年から見直し内容の検討をして、内容・時期等についての検討もするという。人的支援の見直しもですね。来年の3月には実施予定というふうになっているわけで、この委員会で、今、緒嶋委員から出たようないろいろな指摘をしたとして、今進んでいる議論と、今積み重ねてきている議論とどうマッチしているのか。委員が言われたことと、どこあたりはマッチしているけれども、ここについてはこう違うとか、そういう具体的なものが出てこない、単に漠として、これはおかしいという机上の空論だけでいいのかなと思うんです。私ども、前も見に行かせていただいて、実際、補修費の大規模改造修繕費ですか、そのことやら考えたときに、これをずっと将来維持していくのという指摘は、そのときの委員会でもあったと思うんです。それを実際やっているのに、それはきちんときょうの委員会のあれの中からは出てこないんですかね。

○福村文化文教・国際課長 今、井上委員のおっしゃるような課題があると十分認識しておりますんですけど、きょうの委員会にその検討状況を出すほどの熟度はまだないというところでございます。私どもは、県の一般的な指針であります人的・財政的関与の縮減ということの課題につきましては、ここに掲げておりますような努力はしてきているというふうに理解しているところでございます。

○井上委員 どうしても今回の見直しは、「行財政改革について」という冠が私たちにもついているわけで、ということになってくると、どこをどんなふうに改善した場合に行財政改革の一つの効果というか、成果が出てくるのかとい

う問題になると思うんです。今回の委員会を受けてそこはどのようにお考えなんですか。

○福村文化文教・国際課長 行財政改革と、指定管理者という制度も絡んでいるものから、指定管理期間が5年ということで、財政的には、5年間を担保するような形で県費が注ぎ込まれるということで、どうしても第2期の指定管理をどうするかということと絡めて、財政的関与をどうするかというのは検討していくことになるんじゃないかと思っております。

○井上委員 自主財源の確保をしていくということになると、それを拡充していくということになってくると、内容が非常に充実していることと、全国からだれか来ていただけるだけの経済的波及効果のあるようなものをつくり上げていかないといかん。そんなプログラムを組み続けていかないといけないということだと思えます。その辺のネットワークも含めて、今のこの体制の中でそれは可能な状況だというふうにお考えなんですか。

○福村文化文教・国際課長 現時点におきましては、音楽祭なんかも実施しておりますし、いろいろ著名な方のコンサートなんかもやっておりまして、県外からお客さんが来るというような評価はしているところでございます。

○井上委員 先ほど、人がすごくふえた。これに参加してくださる人たちがふえたというのは、ストリート音楽祭とかを含めての人数も入っているんじゃないだろうかと思ってしまうんですが、それは全く別というふうに理解していいということですか。

○福村文化文教・国際課長 ストリート音楽祭なんかの評価もいろいろあるかと思うんですけど、芸術劇場が拠点となりまして、そういう音楽活動、県民の文化意識の向上を継続的にやっ

てきた結果、宮崎市内でのストリート音楽祭など、音楽祭とタイアップして立ち上げようという雰囲気になってきているかと思しますので、県民のかかわりがふえてきているというような評価はしているところでございます。

○井上委員 宮崎県が持っているものの中で、投資型というか、金をずっとある程度注がないといけないところと、そこでもうかろうとするところと、随分違うと思うんです。だから、考え方をあれしないと、マイナスを含めて吐き出す部分、県の財政を持ち出さないといけない部分が多いところに関して言えば、行財政という立場からいうと、これはないほうがいいのではないかという議論にならざるを得なくなってくるじゃないですか。だから、本当にここをずっと存続させるという視点で言えば、ある程度の財政的負担をするということが頭がないと、マイナス、マイナスと言っていたら、全部削ればいい、なくせばいいという議論になると思うんです。だから、どこがビルドでどこがあれなのかというのをきちんとしないと、議論がはっきりしないところがあるのではないかと。指定管理者にしたのもそのせいなんでしょう。財政的に少しでも負担が少なくなっていくように指定管理者を入れたと。そこが明確にならないと意味がないのではないだろうかというふうに思うんです。ある程度持ち出さないといけない部分を分けて考えていただかないと、あいまいに言われると、本来の意味が、これを県が持っている意味がないというふうになってしまうんですけど、そこを。

○丸山委員長 時間がありますので、簡略に答弁をお願いしたいと思います。

○福村文化文教・国際課長 県が文化振興をやるということは総意ができておるといいます

か、この財団をつくった経緯とか今までやってきたことを踏まえますと、県がこういう文化振興にかかわって、文化行政の一つとして劇場運営をやっていくというのは、私は今後もずっと続けていくんだらうというふうに考えております。

○丸山委員長 次に、できれば商法法人のほうに移らせていただこうと思いますので、商法法人について質疑のある方はお願いしたいと思います。時間の都合がありますので、簡略にお願いいたします。

○緒嶋委員 それぞれのケーブルテレビですよ。宮崎県全域をケーブルテレビでカバーすると。県民の情報格差をなくすというようなことも含めて出資の経緯があるということであれば、そういう構想を将来持ってそれぞれのエリアで頑張っていただくとか、そういうような方向に持っていくことが重要ではないかと。エリアを広めるというか。そのあたりの考えというのはないのかどうか。

○金丸情報政策課長 全体を含めた考え方というのは整理しておりませんが、現在、地上デジタル放送対応として、ケーブルテレビを活用した再送信で、辺地共聴施設の改修を行わずに皆さんが受信できるようにという動きもございますので、そういったところを含めて、今、国を含めて個別に協議を行っているところでございます。特にそういう計画があるというわけではございません。

○緒嶋委員 情報というのはやはり生活に欠かせないものなんですね。配当の有無というのも重要かもしれんけど、この配当の有無以上に、全体のエリアを広めて情報格差を少なくするために出資したんだということのほうが、配当があるからないからというのは、これは大したこ

とじゃないんじゃないかという気がするので、そういう将来的なものを県も持って会社と当たっていくというような形が私は必要じゃないかという気がしてなんなのです。県もそれこそ光ファイバーでもいろいろやっておるわけで、そういうものを含めた中で物を考えていく。将来的に情報社会をどう充実していくかというような視点を持って情報政策を進めるといふものがあるといいんじゃないかという気がするわけです。ぜひそれは考えてください。

○福田委員 私は、ケーブルテレビの設立時点の出資や、当時5～6億助成したと思いますが、その審議をする委員会におったんですが、そのとき私が要望申し上げたことは、経営からいいますと、住宅密集地を中心にケーブルを引いていくのが経営的にはいいんですけど、それでは県が出資や助成をする意味がないから、同じ行政区域にあったら、住宅密集地とあわせて、情報過疎になる集落にも同時に、少々の無理があっても配線をしてもらいたいということで、当時の企画調整部長に要請し、当時の企画調整部長がその後、初代社長になられたと思います。そういう経過があるんですが、どうもそれは余り守られていないようですね。私は当時の予算審議を今思い出して、残念だなと。一面では経営ということがありますから、そんなにめっちゃくちゃに、1戸のところを持っていかとかそういうことは言いませんが、鉄道ぐらいを通り越すとか、あるいは同一行政の1～2キロの範囲であれば対応するぐらいの努力が必要と思いますが、今になりますと、地デジの問題や、あるいは光ファイバーが先行して入ってきましたから、魅力がだんだん薄れてくると思うんですね、ケーブルテレビに対しまして。その辺はどう考えておられますか。

○金丸情報政策課長 それぞれ会社によって経営方針が違ってまいりますので、統一した対応ではないんですが、例えば、延岡のワイワイテレビでは、旧北浦町が全戸光ファイバーネットワークを引いておりますので、延岡市からそれを借りて、賃借料を払った上でケーブルテレビのサービスを行っている。その中で、地上波の受信ができないところについても再送信を行っているという事例もございますし、今年度は経済危機対策で、市町村が事業主体となった光ファイバーネットワークをやりまして、それを借りてケーブルテレビ放送をやると。例えば、実際に今動いておりますのは、美郷町が、旧北郷村で「きららビジョン」がありましたので、これを今、西郷区、南郷区に拡大すると。あるいは椎葉村が、全戸光ファイバーネットワークを今やっておりますので、そういう事業を今、実は、市町村から要望を取りまとめて国と協議中であります。今後そういうサービスも少しずつではありますが、拡大していくのではないかとこのように思っております。

○福田委員 都合がいいところを答弁されましたが、最初スタートした宮崎ケーブルテレビでそういうことを見受けられたから私は指摘したんです。未設置のところはまだ残っていると思います。後発の延岡を都合のいいように答弁されましたが、先発した、しかも私どもが予算審議に加わり、なおかつ初代の社長に当県庁OBが座った会社でそういうことがあったんですから、その辺はしっかりもう一回精査してください。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○十屋委員 宮崎放送、テレビ宮崎ですけど、先ほど最後のほうで、全国39都府県が地元放送局に対して出資していると。公共性が高いから

ということですが、出資していない県はなぜ出資していないのか。テレビ局がないのか。そのあたりをお聞かせいただけますか。

○津曲広報企画監 全国で8県、当然、引き算しますと8県になります。九州は佐賀県と沖縄県が出資をしていないという状況です。佐賀県は、福岡の放送局の送信塔が佐賀と福岡の県境の背振山にごさいます。佐賀県は、民放局は1局、佐賀テレビというのがございます。これは別途つくられたということで、佐賀県としては、熊本、長崎、福岡が入るから出資をする必要はなかったという格好になっています。沖縄県がもう一県ございます。これは琉球政府といえますか、日本復帰前から国策でいろんなことが行われておまして、県が出資をしていないという現状です。それから、あと残り6県ございます。北海道とか、都会に近いところとかあるんですけど、いろいろ事情があって、売却をされたところもありますし、まだ持っていらっしゃるところが今のところ39。中でも、筆頭株主になっていらっしゃるところも実際12県ございます。以上であります。

○十屋委員 出資の割合的にすると、先ほど筆頭株主になっていらっしゃる県もあるということですが、おしなべて平均的に宮崎県は出資しているのかということはどうなんでしょうか。

○津曲広報企画監 大きいところは20%近く出していちゃいます。あとは、増資のたびにお金を出されていなかったところは総体的に下がってくるという格好で、宮崎の9.7とか4.5というのは大体平均のあたりかなと思っています。以上です。

○鳥飼委員 宮崎放送とテレビ宮崎の関係で、配当があるということなんですけど、それ以外

に、県とのかかわりといいますか、テレビ局に対して県がどういうふうなかかわり合いを持っているのか、逆はあるのか、現状をお聞きしたいと思います。

○津曲広報企画監 まず、配当についてでございますが、出資をしましてから大体10%ないし12%の配当がございまして、累計で、MRTさんで8,800万円余り、UMKさんで6,300万円余りの配当になっています。それから、私たち、実は宮崎の県政放送ということで、それぞれのテレビ局に県政番組の放送委託という格好でやっております。例えば平成21年度につきましては、テレビ宮崎さんが3,000万円余りでございます。MRTさんはテレビとラジオをお願いをしております、3,395万ですから、約3,400万円近くと、こういう状況でございます。以上です。

○鳥飼委員 株主総会があると思うんですけども、そこに出ておられるんですか。

○津曲広報企画監 ことは私が代理で出させていただきました。

○鳥飼委員 津曲さんが出れば、大体大丈夫かなと思うんですけども。これまでの経緯で、そこで発言をすとかそんなことがあるのか。それとも、その場ではないにしても、事前のいろんな協議の場でそういうような意思の交換をすとか、そういうことはあっているんでしょうか。

○津曲広報企画監 私ども、この2社につきましては、県政番組の放送をお願いしているものですから、まず、県政番組の視聴率を上げてくださいよと、いろいろ工夫をしてお願いしますという話は——株主総会の場合ではとんとんと審議が進みますので——資料が届いた段階でさせていただくという格好にしております。以上で

す。

○**鳥飼委員** テレビの番組料3,000万前後ということですが、価格的にはどうなのでしょう。株主だからちょっと安くしてくれているのか、高く取っているのか、その辺はどうでしょうか。

○**津曲広報企画監** それぞれ九州各県いろんなテレビ番組がございまして、私たちも九州各県の会議にも出させていただいております。それから、当然、テレビ局さんには、15分番組をこのくらいやったらこの時間帯でお幾らですよという値段表もございまして。それから見たら、割安という格好になっております。

○**鳥飼委員** 頑張ってくださいと思います。それで、もう改善はされましたけど、女子の結婚退職があるんじゃないかということで、私は公の場では言ってこなかったんですけども、総務委員会の方にちょっと申し上げたことがあるんですけども、ぜひそういう気づいた点等があったら、株主総会でなくてもいいです。それは伝えていただきたいと思うんです。県の政策目標というのは、男女の雇用機会均等というのがあるわけですから、女性の地位向上というのがあるわけですから、そこは、企画監の熱意もあるようですから、ひとつ必要なときには伝えていただくということをお願いしておきます。

○**武井副委員長** 確認を1点だけ。エフエム宮崎が出資の対象になっていないのはなぜか、お聞かせください。

○**津曲広報企画監** そのころ、いろいろ協議をされて、出資割合、それから最初に集められるお金ということから、県の出資はなかったと聞いております。

○**武井副委員長** ということは、要望があった

けどしなかったということではなくて、そもそも向こうからそういうリクエストもなかったという理解でよろしいということでしょうか。

○**津曲広報企画監** 記録によりますと、ございません。

○**武井副委員長** わかりました。電波メディアにはこういうふうに出ているんですが、全国的な傾向等もわからないので伺いたいと思うんですが、宮崎日日新聞への出資はなぜないのかということについて伺いをしたいと思います。公共性ということでは同じではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○**津曲広報企画監** 一生懸命考えたんですけど、わかりません。

○**丸山委員長** ケーブルテレビのことで、出資額が1億円、3,000万、100万と、出資割合も7.9、6.2、0.2とばらばらなんですけれども、これは今後どうされるのか、議論をしているのか。それだけちょっと伺いたしたいと思います。

○**金丸情報政策課長** 商法法人に対する出資見直しは改革指針の中に出ておりますので、検討しなければならないと考えておりますけれども、宮崎ケーブルテレビにつきましては宮崎市と同額を出資、ビーティーヴィーケーブルテレビにつきましては都城市と同じ額を出資という形になっております。ただ、その後、市町村合併がありましたので、都城市、延岡市のほうが旧町村分を含めて出資額は多くなっております。ただ、延岡につきましては、早かったということでございますので、非常に低いんですが、これについては、地元企業が中心となってやられたということで聞いております。いずれにしても、状況を見ながら検討すべきはしていきたいというふうに考えております。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○河野安幸委員 その他でいいですか。

○丸山委員長 時間が迫っておりますので、簡潔にお願いしたいと思います。行財政改革に関してということであれば。

○河野安幸委員 部長にちょっとお伺いします。これには出ておりませんが、スカイネットアジア航空に8億円も県費を出しておるという話、あれは株主じゃないんですか。

○高山県民政策部長 申しわけありません。ちょっと私は勉強不足で、今、記憶にないんですが。

○河野安幸委員 ちょっと調べたら、8億ぐらいスカイネットアジアに出している。

○高山県民政策部長 ちょっとお待ちください。

SNAが事業を開始したときに、補助金として出しているというのはあるそうですが、出資としてはしていないということでございます。

○河野安幸委員 その補助金の根拠は何ですか。

○高山県民政策部長 これは明確な正しいことかはっきりわかりませんが、私が記憶している限りにおきましては、宮崎の場合、非常に航空運賃が高い。例えば、当時、東京にはANAしか飛んでいない。できるだけ多くの飛行機が飛んでいただく。2ライン、3ライン、JALとかそういうのがあったと。そして、その中で、県民のためにより安い航空便が必要だということで、そういう事業が始まった段階で、県としては、補助することが県全体にとって有益だということで補助金を出したというふうに記憶をいたしております。

○河野安幸委員 スカイネットは余りにも欠航が多過ぎる。果たして8億がたの役目は果たし

ておるのかと私は思っているんです。

それと、スカイネットが入ったばかりに、大型飛行機が入らんようになって、一番困っておるのが花農家なんです。カスミソウとかバラとか航空便に積まれんで、今、鹿児島まで運んで行きよるわけなんです、そのところもまたひとつ御検討いただきたいと思っております。以上です。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、質疑を終わらせていただきます。県民政策部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時27分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

県土整備部及び所管法人からの参考人に来ていただいております。

私は、この特別委員会の委員長を仰せつっております丸山でございます。よろしくお願いたします。多少お待たせしましたことを大変申しわけなく思っております。

委員の紹介につきましては、時間の制約もございますので、お手元の配席表にかえさせていただきます。また、県土整備部及び参考人の皆様の紹介につきましても、資料に出席者名簿を記載していただいておりますので、省略して結構でございます。

本日は、県土整備部の公社等のうち、当委員会が選定いたしました公社等について、現状等の説明をお願いいたします。それではよろしくお願いたします。

○山田県土整備部長 県土整備部長の山田でござ

ございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、行財政改革の関連としまして、財団法人宮崎県建築住宅センター及び財団法人宮崎県建設技術推進機構につきまして、担当課長から御説明申し上げます。

県出資の公社等につきましては、日ごろから、適正な業務運営等に対し、県が指導監督を行っているところであります。引き続き公社等の運営が適正に行われるよう努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても、今後とも御指導、御支援のほどよろしくお願申し上げます。

なお、本日出席しております職員及び公社等役員の紹介につきましては、委員会資料1ページに記載しております名簿により紹介にかえさせていただきますと存じます。以上でございます。

○佐藤建築住宅課長 建築住宅課でございます。財団法人宮崎県建築住宅センターの概要について御説明いたします。

3ページをお開きください。

まず、1、設立等についてでございますが、

(1) 設立目的は、建築確認検査等の建築及び住宅に関する審査と、県民に対する建築及び住宅に関する知識の普及、建築に従事する技術者に対する技術情報の提供を行い、県民の福祉の向上に寄与することを目的にしております。

(2) 設立は、昭和48年12月18日で、(3) の出資金総額1,000万円のうち、県は5%に当たる50万円を出資しております。(4) 出資者は、表にありますように、県を初め、建築関連の30団体であります。

次に、(5) 出資の経緯でございますが、当時は、高度経済成長に伴う住宅の大量供給の時代でありまして、行政の補完的な業務といたしま

して、県民への建築・住宅に関する知識の普及や、建築技術者への情報の提供を行い、また、公共住宅の管理の支援をあわせて行う地方住宅センターの設置が急務とされておりました。こうした中、各県へのセンターの設置につきまして国からの指導もあり、県としましては、県民の福祉の向上に寄与するものであることから、建築関連団体等への出資を要請し、あわせて県も出資することとして設立されたところです。

次に、4ページをお開きください。2、組織についてであります。

(1) 平成21年度の組織体制でございますが、図の表記につきましては、左側の中ほどの注のところにありますように、括弧の内数は非常勤役員または嘱託職員等でありまして、丸印は内数で県の派遣職員、四角印は内数で県職員OBであります。まず、役員としましては、理事長、副理事長、常務理事、理事4名、監事2名の合わせて9名であり、このうち常務理事のみが常勤で、県職員OBであります。中ほど、事務局長の下に総務課と確認検査課の2課があり、職員の総数は17名であります。総務課は、プロパー職員1名と嘱託職員等2名の計3名、確認検査課は、県派遣職員3名と嘱託職員等の10名の計13名になります。役員と職員をまとめたものが枠内の数字になります。県との関連では、役員において県職員OBが1名、また職員において県派遣職員が3名という状況であります。

次に、(2) 常勤役員の年収額、20年度の実績であります。常勤役員は常務理事1名で、約900万円を支給しております。役員報酬規程がありまして、この常務理事は県派遣職員でありましたので、県給与規程によっておりますけれども、21年度は県OBの常務理事となり、約400

万円の年収額になっております。

次に、5ページをお開きください。3の事業の概要であります。

(1) 県からの財政支出の状況であります。県からの補助金、委託料はございません。

(2) 平成20年度の事業実績につきまして、確認検査業務を初め、11事業を実施しております。主な事業の実績を御説明いたします。

(1) 確認検査業務は、建築基準法に基づく知事指定の確認検査機関として、1戸建て住宅を対象とした建築確認等を実施し、約2,900万円の事業費になっております。

(2) 住宅瑕疵担保責任保険等業務ですけれども、これは新築住宅の不具合等建築業者等が建築主に対して10年間保証できるようにするための保険引き受けの審査業務でありますけれども、約1,800万円の事業費であります。

(6) 耐震診断判定業務は、学校の校舎等について行った耐震診断や補強設計が正しく行われたかを判定するもので、事業費は約1,350万円です。

表の(1)から(11)までの事業をそれぞれ実施いたしまして、一般県民や建築業者の方々に利用していただいたところですが、いずれも重要な業務で、住宅建築物の安全・安心の確保に大きな役割を果たしていると考えております。

次に、6ページになりますけれども、4、財務の状況としまして、まず、貸借対照表であります。当年度と記載されております平成20年度について御説明いたします。

まず、資産の部につきましては、流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は、資産合計の欄、1億4,111万円余となっております。これに対しまして、負債の部と正味財産の部を合わせ

た合計は、一番下の欄でございますが、1億4,111万円余となり、資産の部と同額になっております。

次に、7ページをお開きください。正味財産増減計算書であります。

まず、当年度の一般正味財産増減の部の1の経常増減の部、(1)経常収益であります。事業収益にありますが建築確認検査収益を初めとした事業の収益が、中ほど、経常収益計で1億3,036万円余となっております。これに対しまして(2)経常費用であります。事業費を初め管理費のそれぞれの細目について、その合計は、8ページ中ほど、経常費用計にありますが、1億3,704万円余となっております。その1つ下の段、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は668万円余の減額となっております。これにより、2、経常外増減の部にあります増減額を加えた当期一般正味財産増減額は、661万円余の赤字となっております。

その右の前年度をごらんください。3,684万円余の赤字となっております。この平成19・20年度と2年続いた赤字についてでありますけれども、センターは、設立以来、県営住宅等の公共住宅管理業務を事業の柱にしてきたところで、しかしながら、18年度からの県営住宅への指定管理者制度の導入に伴い、この業務を廃止いたしまして、建築確認検査等の審査業務に特化することとして、事業の絞り込み、18～19年度にかけて20事業から11事業に絞り込んでおりますけれども、これを行いました。それまでの人員体制を大きく削減することが困難であったために、19年度は大幅な赤字になったものです。20年度は、19年度と比較いたしますと、収益で1,300万円の増、また費用で1,700万円の減として赤字幅を圧縮しております。必要な事業

量の確保とともに、県派遣職員の1名減による人件費等のコスト縮減を行った結果であります。21年度につきましては、同様に、事業量の確保とともに、県派遣職員2名減による人件費等の縮減を行い、約500万円の黒字を見込んでいます。

次に、9ページをお開きください。財産目録であります。内容につきましては貸借対照表と同じでありますので、省略させていただきます。

次に、10ページですけれども、5、公社等改革の状況であります。左の欄に改革項目、右の欄にこれまでの取り組みと今後の方向性について記載しております。

まず、①公社等のあり方見直しについてありますが、公共住宅管理業務を廃止したことに伴い、平成19年度から、建築確認検査等の住宅に関する各種の審査サービスへ業務内容を特化し、住宅瑕疵担保責任保険等の審査を一括して実施できる県内唯一の指定機関としての役割を担うことにいたしました。良質な住宅を求める県民のニーズにこたえ、かつ、安全・安心な審査サービスを提供するセンターの役割は、今後ますます重要になってくるものと考えております。今後につきましては、平成25年11月末が期限とされている一般財団法人への移行に向けた取り組みを進めてまいります。

②公社等の経営見直しにつきましては、平成18年度末に経営計画、平成19～24年度の6年間のものを策定しておりますけれども、事業の整理・再編や組織の見直しを行い、経営の効率化及び自立化に取り組んできたところです。この経営計画の見直し、平成21～25年度の5年間になりますけれども、これを行った上で、それぞれの業務とサービスを充実させ、事業量の確

保に努めますとともに、効率的な業務執行や経営の自立化に向けた組織体制の構築等、さらなる取り組みを進めてまいります。

③県と公社等の関係見直しにつきましては、平成19年度をもって県からの財政支出はなくなりました。また、県派遣役職員の人事引き揚げにより、人的支援の見直しを図ってまいりました。今後も引き続き、県派遣職員の順次引き揚げを行うことにしております。

④情報公開推進についてであります。インターネットのホームページ等により、寄附行為、役員名簿、事業報告書及び決算資料等を公表しております。

財団法人宮崎県建築住宅センターにつきましては以上であります。

○岡田技術企画課長 技術企画課でございます。財団法人宮崎県建設技術推進機構の概要について御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

まず、1の設立等でございます。当推進機構は、宮崎県における建設事業の技術水準の向上を図り、県・市町村の発注体制を補完・支援し、公共事業の円滑な執行と建設事業の振興発展に寄与することを目的として、平成12年4月1日に設立されております。

出資総額は、県からの出資額2,000万円と市町村からの出資額1,000万円を合わせました3,000万円でありまして、県の出資割合は66.7%となっております。

出資者は、県と設立当時の全市町村を合わせまして45団体であります。

出資額、出資割合は表のとおりでございます。

次に、県出資の経緯でございます。国からの要請や市町村からの設立要望を受け、守秘性

や公正さなどの観点から、民間企業を活用できない部門について発注体制を補完・支援する公的センターの整備を図るため、県と市町村が出資したものであります。

14ページをごらんください。2の組織でございますが、まず、組織体制の数字の見方について御説明いたします。中段のほうに注意書きがありますが、数字は人数を示しております、両括弧は非常勤役員並びに嘱託職員等の人数をあらわしております。また、丸は内数で県職員の人数を、四角は内数で県職員のOBの人数をあらわしております。

まず、役員から御説明いたしますと、理事長以下、常務理事が2名、理事が9名、監事が1名で、合計13名となっております。常勤役員は、常務理事の県職員OB1名と県職員1名の計2名であります。

次に、職員について御説明いたしますと、事務の常務理事が兼務しております事務局長、並びに技監以下、3つの課から構成されております。まず、総務企画課には、常勤6名と嘱託職員などの9名、計15名。土木課には、常勤10名と嘱託職員など4名の計14名。建築課には、常勤1名と嘱託職員等の3名、計4名の職員が配置されております。職員は合計で34名となっております。このうち9名が県職員であります。

次に、常勤役員の年収額についてでございます。平成20年度の実績は、常勤役員2名の平均年収額で約700万円となっております。

次に、15ページをお開きください。3の事業概要でございますが、県からの財政支出の状況といたしましては、表にありますように、平成20年度は4つの事業を実施しております。

まず、積算検収事業ですが、予定価格を算出するために必要な実施設計書を作成する業務を

行っておりまして、委託料が1億6,180万円余であります。

次に、電算事業では、予定価格を算出するためのシステム保守管理業務を行っておりまして、委託料が1,551万円余であります。

また、新技術・新工法等各種情報提供事業では、新技術、新工法などの情報提供、それに電子入札及び電子納品などについての民間研修事業を行っておりまして、委託料が682万円余であります。

最後に、施工体制監視事業ですが、工事現場における施工体制の点検を行う業務を行っておりまして、委託料が5,367万円余であります。

いずれも、守秘性や公正さなどの観点から、民間企業を活用できない事業の委託でございます。

全体の事業実績といたしましては、下の表にありますように、(1)から(8)の事業を実施しております。

次に、財務の状況でございます。16ページでございます。(1)の貸借対照表についてであります。

まず、Iの資産の部でございますが、1の流動資産は、現金預金など合計で1億1,709万円余となっております。次に、2の固定資産でございますが、基本財産やその他の固定資産など、合計で2億6,372万円余となっております。流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は、3億8,082万円余となっております。

次に、IIの負債の部でございますが、未払い金など合計で1,027万円余となっております。

次に、IIIの正味財産の部でございますが、下から2行目にありますとおり、合計で3億7,054万円余となっております。

17ページをお開きください。(2)の正味財

産増減計算書についてであります。

まず、Ⅰの一般正味財産増減の部の1の経常増減の部、(1)経常収益であります。事業収益など合計で2億6,719万円余となっております。これに対しまして、(2)の経常費用であります。事業費と管理費を合計しますと、右、18ページ中ほどの経常費用計にありますが、2億8,607万円余となっております。その1つ下の段、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、1,887万円余の赤字となっております。これに2の経常外増減の部にあります増減額を加えた当期一般正味財産増減額は、1,887万円余の赤字となっております。これは、市町村におきまして、公共事業費が縮減されるとともに、近年、大きな災害が発生していないことから、市町村からの受注実績が伸びていないために赤字となったものであります。

Ⅲの正味財産期末残高は、一番下の段であります。3億7,054万円余となっております。

19ページをお開きください。ここには財産目録を記しておりますが、貸借対照表と内容が重複いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、20ページの5の公社等改革の状況についてでございますが、4つの改革項目につきまして、これまでの取り組みと実績及び今後の方向性について御説明いたします。

まず、①の公社等のあり方見直しについてですが、会計基準につきましては、平成19年度から新公益法人会計基準に変更したところです。公益法人制度改革につきましては、各種説明会への参加や、当推進機構と同様な目的で設立されました各都道府県の法人に対する情報収集に努めてきたところです。今後は、具体的に移行計画を策定し、平成25年11月までの移行完了に

向けて、関係機関との協議を進めることとしております。

次に、②の公社等の経営見直しについてですが、平成17年度に、平成21年度を目標とする経営計画を策定いたしまして、組織体制の見直し及び経営収支改善を図ってきたところです。今後は、新たな経営計画を策定いたしまして、より効率的な組織体制で経営収支の均衡を図っていくとともに、積極的に市町村へPR活動を行うこととしております。

次に、③の県と公社等の関係の見直しについてですが、経営計画や財務状況に見合った職員の配置を進めるとともに、県派遣職員の見直しを進めてきたところです。今後も、経営計画や財務状況に見合った職員の適正な配置に努めていきたいと考えております。

最後に、④の情報公開推進についてですが、ホームページ等によりまして、寄附行為、役員名簿、事業報告書及び決算資料、事業計画書及び収支予算書、役員報酬規程等を公表しているところです。

以上で、財団法人宮崎県建設技術推進機構関係について説明を終わります。

○丸山委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、御発言をお願いいたします。なお、1法人ずつ質疑を進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、建築住宅センターの質疑をお願いいたします。

○福田委員 わからない点を教えてほしいんですが、建築確認業務を県から受けられ始めたのは何年ぐらいでしたかね。確認審査。

○鍋島理事長 平成12年から民間確認検査機関として実施いたしております。

○福田委員 平成12年でしたら、当時はまだ宮

崎市の確認審査業務は受けておったわけですか、どうですか。私の質問の仕方が悪かったんでしょう。宮崎市はこのセンターで確認申請をやっているんですか。どうですか、それは。

○鍋島理事長 センターは県下全域を対象としておりまして、宮崎市もちろん含んでおります。

○福田委員 そうしますと、この確認検査業務の数字が落ち込んでいるというのは、今の住宅事情、建築が経済不況下で減少しているということが中心になるわけですね。埼玉県は住宅建築センターでしたか、大きな問題になりました、マスコミをにぎわせたわけではありますが、当県の内容を見ますと、非常に健全な数字だなというふうに見ておるんですが、それでもなおかつ赤字が出るような体制ですね。ピーク時の建築確認審査から今どれくらいダウンしているんでしょうか。

○佐藤建築住宅課長 姉歯事件がありまして件数が落ちてきた状況があったんですけども、そういうのが起こる前の18年度の件数は、県内で確認件数5,739件ということだったんですけども、これが20年度に4,776件ということで、1,000件ほど低下をしております。そのような状況です。

○福田委員 偽装ももちろんですが、これからの人口動態等を考えますと、住宅建設がもとに戻るということは極めて厳しいと思うんです。その辺からしますと、確認検査業務というのは縮小の方向ですか。どうですか、見通しとしては。確認件数としては減るが、チェックをしっかりしなくてはいけないということで、むしろ業務としてはふえることもあると思いますが、件数としてはどうでしょうか。かなり厳しいでしょうか。

○佐藤建築住宅課長 増加することはもちろんありませんし、減ることを予定しております。最近の建築住宅センターの——戸建て住宅を専門にしているんですけども——確認件数の推移を申しますと、16年あたりは1,000件ちょっとです。19年度にかなりふえまして1,404件になっているんですけど、20年度は1,200件強。21年度につきましては、減ってくることを予定しまして、1割減ということで、事業計画では1,150件ということで予定をしております。今後もその推移を見ながら、件数を適正に見積もって事業計画を立てていくというようなことで考えております。

○福田委員 県内の人口の3分の1を占める宮崎市部において、戸建てから、見てみますと、集合住宅のマンション建設が非常にふえておるんです。そうしますと、私は法的な問題はよくわかりませんが、将来は陣容を充実して、マンションの確認申請までできるような体制に移行可能なんですか。その辺はどうですか。

○鍋島理事長 現在は、一戸建て住宅にセンターとしては限定しているわけですけども、マンション等まで拡大するということは、体制的な問題もあります。構造計算等のチェックとかいろいろな面が出てきますので、現在ではちょっと無理だと思いますけれども、できる体制ができれば十分可能であろうと思っています。

○福田委員 内容的には戸建てが減少していくわけですから、今の陣容を維持しようと思ったら、新たな仕事を付加しなければ難しいという数字を読み取ったんですが、まあ、結構です。

○佐藤建築住宅課長 先ほどの資料の5ページを見ていただきたいんですけども、確認検査業務は一戸建てを対象にしておりますけれども、住宅瑕疵担保責任保険等業務、住宅金融支

援機構適合証明業務、住宅性能評価業務のほうは、共同住宅も対象にしておりますので、マンションもこちらのほうでは対象になっておるといことです。そちらのほうの事業は今後ふえていくだろうと思っています。

○**福田委員** 戸建てで保険業務、証明業務の依頼率はどれぐらいありますか。100%ですか。これは保証関係でしょう。

○**丸山委員長** 時間が迫っておりますので、わからなければ後でということ。

○**佐藤建築住宅課長** そのほとんどを保証することなんですけれども、限度もありまして、8割というのが限度だったかなと思っていますんですけど、確認いたします。

○**福田委員** そういう付保する、性能の保険を掛ける住宅の比率はどれぐらいですかということ。

○**佐藤建築住宅課長** 瑕疵担保責任保険のことですね。5ページに20年度の実績を書いておりますけれども、住宅瑕疵担保責任保険等業務登録戸数513戸ということ。

○**福田委員** それはもうわかっていますが、全住宅建設戸数、戸建ての住宅に対する比率はどれぐらいになっていきますか。全部かかっているわけじゃないでしょう。

○**佐藤建築住宅課長** 20年度の戸建て住宅の県内の着工件数は、約4,700件ということですので、1割強ということなんですけれども、住宅瑕疵担保責任保険等業務につきましては、住宅瑕疵担保履行法がことし10月1日から施行されまして、建設業者等が引き渡す場合には、すべての新築住宅に義務づけされますので、これでふえてくるというふうに思っております。20年度に比べて増加するというふうに思っています。

○**鳥飼委員** 何点かお尋ねしたいと思います。

そもそも50万しか県が出資していないのにどうじゃこうじゃ言うなというのは一つあるかもしれませんが、それはさておいて、確認検査業務が平成12年からということでした。平成7年、1995年に阪神大震災が起きて、建築基準法なりいろんな法律が改正をされて、しっかりやっ払いこうということになるかと思ったんですけれども、そうではないような方向になっていったと私は思っているんです。ですから、姉齒さんとか、イーホームズとかいろんなのが出てきたということなんですけれども、戸建てが大体5,000件ということですから、この表でいきますと1,300~1,400ぐらいですから、25~26%から30%をセンターが確認業務をやっ払い、あとは県の土木なり市がやっ払いしているというような理解でよろしいのでしょうか。

○**佐藤建築住宅課長** 戸建て住宅の20年度の建築確認件数は3,394件ということだったんですけれども、その36.5%を建築住宅センターでやっ払いしております。あとは宮崎市さん、都城市さん、延岡市さん、日向市さんの特定行政庁、ほかに日本E R I（イーアールアイ）、これは大臣指定の指定確認検査機関なんですけれども、そこがプレハブ住宅なんかを一部やっ払いおるとい状況です。

○**鳥飼委員** 建友会館に入っ払いおられるところですね。わかりました。

この検査業務というのが、新たに民間に委託をされる。ここは半分公的などいいますか、それがありますから、そういう信頼感というのはあるんですけど、全く純粋に民間も入っ払いきたというところで、一連の事件が起きたのではないかというふうに私は思っているんです。そういう意味では、このセンターの役割といいますか、責任といいますか、県内で果たすものは比

重が増えてきたのではないかというふうな気がしております。そこで、説明資料の4ページに職員の状況等も書いております。お尋ねしたいのは、実務をやられる職員の方が4名で、うち県職員が3名、嘱託職員等が13名ということになっているんです。資格等わかれば教えていただけるといいんですけど。

○佐藤建築住宅課長 一級建築士と、建築主事と同等の建築基準適合判定資格者という資格があるんですけども、役員以下の職員も含めました一級建築士の数が現在10名です。うち県職員が2名です。建築基準適合判定資格者につきましては、役員、職員含めて9名で、うち県職員が3名という状況です。

○鳥飼委員 一級建築士が役員の方も含めて10人で、県職員の方が2名ということですから、3名のうちの2名だと思います。建築何とかとか難しいことを言われたところが9名で、県職員が3人と言われたんですね。嘱託職員等という方もおられるんです。これにも一級建築士の方もおられるというふうにお聞きをしていますけれども、そこを御説明いただけますか。

○佐藤建築住宅課長 現在、嘱託職員、契約職員は13名いるんですけども、この中で一級建築士が6名、建築基準適合判定資格者が4名という状況です。

○鳥飼委員 そういう資格を持ってやっておられるということで、人物といいますか、人材を確保するのも苦労があると思うんですけど、その割には待遇は余りよくないというふうなお話もお聞きしたんですけども、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○佐藤建築住宅課長 おっしゃるとおり、審査の適正を確保するためにはきちんとした資格者が必要なんですけれども、センターでもそうい

うことを非常に危惧いたしまして、嘱託職員は月に15万ぐらいの金額で待遇があっていると思うんですけども、そこについて資格給的なものを、一級建築士を持っていれば幾ら、あるいは建築基準適合判定資格者を持っていれば幾らというようなことで、待遇を考えて、きちんとした資格者を確保するための手だてを講じているところです。

○丸山委員長 休憩します。

午後0時3分休憩

午後0時4分再開

○丸山委員長 再開します。

○鳥飼委員 住宅の管理業務ですね、もう持っていったからうちはわかりませんと、センターのほうはなるんだろうと思うんですけども、県全体として、指定管理者に移行するときに、母子世帯とか、所得の問題とか、いろいろ個人のプライバシーにかかわる問題を、管理者というところでいいのかというような議論があったんです。これは今現在どのように担保されているんでしょうか。これはセンターということではなくて、県としてお聞きしたいと思います。

○佐藤建築住宅課長 指定管理者に対する個人情報保護ということでしょうか。これにつきましては、契約の中で、保護に関する規定を入れて契約を結んでいるという状況です。それとか、パソコンで管理をしておりますけれども、担当以外の者がさわれないような、認証できるような措置を講じておるとか、そこらで個人情報の保護を守っているということです。

○鳥飼委員 そういうことで実際やっておられると思うんですけども、県のほうで委託しているわけですから、そのチェックもやっていただきたい。というのは、委託をされた側は

「しっかりやっていますよ」と言うけれども、漏えいをした後では困るんです。「非常に初歩的なミスで申しわけございませんでした」では困るわけで、そこは県が実際に、委託先でそういうふうなことが適正に遵守されているのかどうかというところを確認していただきたいと思えます。

○佐藤建築住宅課長 指定管理者には立ち入りも行っていますし、社長さんとか代表の方を集めた定例の会議も毎月行っておりまして、そういうことが絶対ないようにやっております。これからもさらにそれを続けていきたいと思っています。

○鳥飼委員 よろしくお願ひします。

○徳重委員 耐震診断の状況についてお尋ねしたいと思えます。153件という判定件数がここに示されていますが、これは戸建てと集合住宅といった関係はどういう数字になっていますか。

○佐藤建築住宅課長 これは住宅ではなくて、今、学校の耐震が進められておりますけれども、文部科学省のほうで、補助の要件として、耐震の診断あるいは補強設計の判定を義務づけておるものでありまして、ほぼすべてが校舎になっています。住宅はございません。

○徳重委員 戸建てについても、各市町村等で補助を出しているところもあつたりしますね。県内で耐震診断に対する補助を出している市町村があるんですか。

○佐藤建築住宅課長 県の耐震診断促進事業で市町村に助成をしておりますけれども……、やっている市町村数ということですか。ちょっと待ってください。

28市町村ですべて事業は実施しておるんですけれども、実績のない市町村もありまして、28市町村のうち22市町村が現在実績があるという

状況です。これも市町村に働きかけに行っておりまして、今年度はすべて実施するように働きかけております。そうしていききたいということで頑張っております。

○徳重委員 そういった市町村が補助まで出しているわけですから、当然これから戸建ての耐震診断も進めていかなきゃならない。県も積極的にかかわっていかなきゃならないと思うんです。そうなると、診断の技術者というんですか、かなり必要になってくるかなと、これから職員をふやしていかなきゃならないんじゃないかという気がしたものですから、そういう考え方はできないか。

○佐藤建築住宅課長 しばらくお待ちください。済みません、手元に耐震診断士の数を持っておりません。

○徳重委員 センターの職員の中に診断士はいらっしゃらないんですか。

○佐藤建築住宅課長 建築住宅センターの耐震診断判定業務につきましては、耐震診断判定委員会というのを設けておりまして、この判定委員会の委員は、大学の構造の専門家の方を招いて判定を行っておりまして、職員がみずから行っているということではないんです。そういう形で、学術的な判定もあわせて行っておるということです。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○十屋委員 10ページのところで、公社等のあり方の見直し、経営見直し等4項目あります。一番上に業務内容の特化とあるんですが、先ほど説明があつた11項目で、中心にするのが審査サービス等とあるんですけれども、このあたりを御説明していただきたいのと、業務を縮小していく部分と残す部分、それから、25年11月までの一般財団法人への移行ということで、その

下の③のところの県職員派遣の順次引き揚げと
いうことを見ると、組織をスリム化していくの
かなと思うんですけども、業務内容と組織の
形についてちょっと。

○佐藤建築住宅課長 5ページのところ、事
業実績で事業が1から11まであるんですけども、
このうち、9の宅地建物取引主任者資格試
験業務は、21年度から宅地建物取引業協会さん
のほうに移行しましたので、それを除く10の事
業はこれからも拡充していくとか、事業量
を確保していきたいということで、さらに進め
たいということで考えております。

それから、25年11月までの一般財団法人への
移行に向けた取り組みということですが、これ
は公益法人から一般財団法人、民営化
の方向に移行していくという、公益法人制度改
革に基づいて行うものなんですけれども、その
取り組みをできるだけ早く進めたいというこ
とで、イメージとしては、24年4月くらいに移
行していくようなことをイメージしております。
それに伴って、③の県と公社との関係見直し
の県派遣職員の順次引き揚げ、それも一般財
団法人移行までになるということ想定して
おります。そういうスケジュールで進めてい
きたいということです。いろいろ課題もあ
りますので、そこらを解決しながらや
っていききたいということです。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○佐藤建築住宅課長 先ほど徳重委員から
お話のありました木造の耐震診断士です
けれども、登録数は20年度末で325名
になっております。これもできるだけ
ふえるようにやっておるんですけども、
そういう状況です。

○丸山委員長 なければ、次に、建設
技術推進機構について御質疑のある
方は発言をお願いいたします。

たします。

○河野哲也委員 17ページの経常収益
のところ、施工管理事業収益だけが
増というふうになっているんです
けど、ここら辺の説明をお願いします。

○岡田技術企画課長 施工管理事業が
増益になりましたのは、施工体制
監視員が3名から8名に増員に
なったことによる増益でございます。

○河野哲也委員 市町村からの受注
実績が減った状況の中で、入札制
度改革の中の管理体制の強化だ
と思うんですけど、これによって
各業者がそれなり……、これは
管理料とかそういうものを支払
うというのではないんですか。
職員の増加によるという部分
を具体的に聞かせてください。

○岡田技術企画課長 施工体制の
監視を強化するために、従来より
ふやしまして4チームで行って
いるわけですが、その点検を行
うための人件費がふえたこと
によって主に増収になったとい
うことでございます。

○河野哲也委員 工事担当の業者
の負担がふえたという意味では
ないんですか。

○岡田技術企画課長 これは、低
落札等で品質低下のおそれ
がある現場に点検に入るわけ
です。したがって、施工体制の
点検の場には現場代理人等に
同席してもらったりして点検
いたしますので、今まで全くな
かったところ、今まで全くな
かったというか、点検を行う
ことによってそれなりの対応
というのはふえておりますが、
我々としても、そのことが業
者の過大な負担にならない
ように努力しているつもりで
ございます。これは受注業者
にとっての費用負担はござ
いせん。

○河野哲也委員 今、公共事業
が非常に減り、入札制度改
革によって業者側の負担も
あらゆる

部分でふえてきた中で、こうやって強化体制をとったことによって充実したんだと、プラスになったんだというのをきちっと評価していただかないと、どうしても僕たちのイメージとしては、負担が大きくなっているというイメージが非常にあります。そこら辺の評価をしっかりとさせていただきたいと、要望です。

○岡田技術企画課長 我々も摘発するために行っているのではなくて、少しでも品質が上がるように、また受注者の技術力がアップするように、点検を通じまして、受注者側からも喜ばれるような点検になればいいなと考えて、また、現場でもそのような指導をしたいと考えております。

○緒嶋委員 事業量が減れば県の財政支出は逆に毎年下がるわけですか。推進機構ができてからの財政支出はどうなっているわけですか。

○岡田技術企画課長 平成12年に設立されて、ピークは平成13年なんですけど、13年の県の財政支出といいますか、委託費は5億8,037万9,000円でした。20年では2億3,781万9,000円ということになります。

○緒嶋委員 それだけ財政支出は下がったわけですね。これも事業量とかあると思うんですが、問題は、それとは別に、市町村から積算とか工事の管理とか委託されるわけですね。このことがあることによって、市町村の財政コストとか、人件費を含めて、市町村もメリットがあるんだというようなものが出てくると私はいいと思うんです。市町村も行革をやる中で、機構に頼むことによって市町村のメリットも出てくるんだというような説明はできんものかどうか。

○岡田技術企画課長 これは当財団の設立目的にもございまして、小さな市町村、小規模自治

体によりますと、例えば建築職の技術者をそれぞれの町で抱えるということは大変だと。そういうことで、推進機構を活用することによって小規模自治体のメリットが出るように考えております。また、実際、平成17年の大災害が発生した折は、災害支援、査定から実施まで推進機構に委託が随分多くて、その当時は、市町村からの委託は1億2,000万ほどございました。以上です。

○緒嶋委員 そういうことであれば、五ヶ瀬とか日之影に職員まで派遣したとかいろいろあるので、機構があることによってそういうメリットがあるんだということで、今後の意義づけとか、公益性とか、そういうものを高めていくということも必要かなど。公共事業そのものが縮小される中で、今後大変厳しい面もあるのかなという気もしますし、県の関与をどこまで今後とも続けるのかということもあるし、今、入札制度の中で守秘義務とかいろいろなものの中で、こういうものが漏えいされてはいかんというような面もあると思うんですが、そのあたりはどうですか。

○岡田技術企画課長 市町村へのPRは、先ほど答えましたように、そもそも当機構を設立した目的でございますので、今、市町村へのPRは積極的に行っているところであります。そして、やはり推進機構にはすぐれた技術が備わっております。そういう技術を備えた職員を多数保有しておりますので、そのあたりの活用を推進していきたい、そのように考えております。

○緒嶋委員 守秘的なものはどうですか。その辺はぴしゃっとしているのかどうか。

○岡田技術企画課長 今、一般競争入札が進む中で、守秘義務というのが大変重要になっております。そういう意味で、積算業務というのは

民間企業にはなかなか出せない。これはやはり推進機構の中でやっていかないとできないのかなど。市町村への支援等は推進機構での活用になるのかなど、そのように考えております。

○山崎常務理事 御指摘のように、当機構は、入札価格算定のもととなる積算業務を担当しておりますので、守秘性の維持というのは極めて重要でございます。そのために、就業規則に、職員の守秘義務に関して厳格な規定を設けるとともに、綱紀保持あるいはコンプライアンスの徹底については、折に触れ、指導し、倫理性、規範性の高い職員の育成に力を注いでいるところでございます。また、職場の執務環境につきましても、担当者席への建設関係業者の出入りについては御遠慮いただいておりますし、同時に、決裁書類の裏返し回覧であるとか、パソコン画面の電源管理の徹底、あるいは不用となった書類の本人によるシュレッダー処理、また、入札前の設計書はかぎつきのキャビネットに一括して保管するなど、情報の漏えい防止については厳重に努めているところでございます。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

私のほうから1点だけですが、公共工事の検査業務は、農政、環境森林と分かれているのを一元化しているわけです。同じように、このような委託業務を環境とか農政のほうも受けている団体があるんです。今後、公共工事全体が縮減方向で推移すると思っているんですが、その辺の3団体等の統合とか、経営をうまくやっというふうな話はまだしていないのか、それをお伺いしたいというふうに思います。

○岡田技術企画課長 公共三部に関するアウトソーシングの御意見でございますが、まだそこまでは検討に至っていない状況でございます。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、県土整備部を終わります。県土整備部の皆さんは退席して結構です。

暫時休憩いたします。

午後0時25分休憩

午後1時29分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。この委員会に対しまして傍聴の希望が出ておりますので、傍聴についてお諮りいたします。

宮崎市の神中氏から、本日の委員会を傍聴したい旨の申し出が届いております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 御異議ありませんので、傍聴者の入室を認めます。

それでは、傍聴者の入室のために暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時30分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

まず初めに、傍聴される皆様にお願いたします。当委員会の審査を円滑にするために静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示については速やかに従っていただきますようお願い申し上げます。

本日は、福祉保健部及び所管法人からの参考人においでいただいております。

私は、この特別委員会の委員長の丸山でございます。どうかよろしくお願いたします。

委員の紹介につきましては、時間の制約もございまして、お手元の配席表にかえさせていただきます。

また、福祉保健部及び参考人の皆様の紹介につきましても、資料に出席者名簿を記載しておりますので、省略して結構でございます。

本日は、福祉保健部所管の公社等のうち、当委員会が選定しました公社等について、その現状等に関する説明をお願いいたします。それではよろしくをお願いいたします。

○宮脇福祉保健部長 福祉保健部長の宮脇でございます。

まず、この場をおかりまして、病気療養のために6月議会を欠席しましたことに対しましておわび申し上げます。本当に御迷惑をおかけしました。

委員の皆様には、日ごろから福祉保健行政の推進に御指導、御鞭撻を賜り、感謝を申し上げます。本日は、当部所管の公社等のうち、委員会から御指示のございました公社等につきまして、その現状等について説明をさせていただきます。

お手元の行財政改革特別委員会資料の目次をお開きください。

2の説明を行う公社等の概要についてですが、(1)財団法人宮崎県看護学術振興財団、(2)、同じく、宮崎県生活衛生営業指導センター、(3)、同じく、宮崎県公衆衛生センターの3団体につきまして、担当課長から説明をいたします。

なお、福祉保健部及び所管法人からの出席者は、1ページのとおりでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤福祉保健課長 福祉保健課でございます。

当課が所管しております財団法人宮崎県看護学術振興財団につきまして御説明をいたしま

す。

お手元の特別委員会資料の4ページをお開きください。

まず、1の設立等についてであります、(1)の設立目的でございますように、当財団は、本県における看護領域等に係る学術研究の振興、及び教育研究の地域間交流、国際交流などの学術交流の促進、さらには看護職者をはじめ、県民の生涯教育の振興を図ることを通しまして、本県の保健・医療及び福祉の発展に貢献することを目的として設立されたものであります。

(2)の設立年月日でございますが、県立看護大学開学の前年となります平成8年4月5日に設立をされております。

次に、出資総額でございますが、20億円で、県の出資割合が100%となっております。

(4)の県出資の経緯についてでございますが、当財団は、人口の高齢化あるいは医療技術の進歩等に対応した看護職者を育成確保し、本県の看護水準の向上を目指しまして、(1)で御説明しました設立目的に沿った事業を実施することとしておりますが、その実施のための財源は、基本財産の運用、平たく申し上げますと、運用利子を充てることとして発足をいたしました。このため、設立者である県が、財団への基本財産として20億円を出資したものであります。

また、当財団は、九州で初の県立看護大学を設置するに当たりまして、将来にわたって教育・研究水準の維持・向上を図るという目的を達成するために、故松形知事が議会の御了解を得て、設立に取り組まれたと伺っております。

次に、2の組織についてでございます。

(1)の組織体制につきましては、役員の内

成は、理事長が1名、副理事長が1名、理事が4名、監事2名の計8名となっております、すべて非常勤となっております。うち、理事1名及び監事2名が県職員OBとなっております。

また、監事と記載しております下でございますが、この財団の助成事業の審査を行うために、理事会の下に審査委員会を設置しております、外部の有識者を加えた5名の方が事業の審査に当たっております。

さらに、その下でございますが、事務局体制についてでございます。事務局長、総務課長など県立看護大学の職員4名が兼務するとともに、嘱託職員を1名財団で雇用し、事務の執行に当たっております。

なお、(2)の常勤役員の報酬額であります、当財団には常勤役員はおりませんので、該当はございません。

次に、資料の5ページでございます。3の事業概要でございますが、毎年、当財団では、学術研究の支援等のための助成事業を、予算規模としては例年1,500万程度の事業でございますが、実施しております。

20年度の実績を掲げております。まず、大きく3つございまして、1つ目が(1)の学術研究の支援に関する事業でございます、例えば、がん体験者あるいはサポーターから成りますNPO等と協働して、県内のがん予防対策推進事業に取り組む。あるいは、本県における政策課題であります子育て支援対策として、子育て支援プログラムの作成を目指す育児支援事業など、社会的に要請の強い教育研究に対する助成を行いまして、全体で7件の研究に対して677万2,000円の助成を行っております。

次に、(2)の教育・研究の地域間交流や産

学公交流の促進に関する事業ですが、地域の保健・医療交流促進事業として、親子のきずなづくりを目指す取り組みや、ナイチンゲール研究の推進など、4件の事業に対しまして387万5,500円の助成を行っております。

また、(3)の教育・研究の国際化、国際交流の促進に関する事業ですが、研究成果の発表を目的とする、助産師の研究の国際会議への出席及び発表、並びにチェンマイ大学など国外の大学等との交流事業、あるいは学生の留学生派遣事業など、3件の事業に対しまして102万5,000円の助成を行っております。なお、これらの事業に関しましては、冒頭の県出資の経緯で説明いたしましたように、すべて基本財産の運用等により実施しております、県からの補助金や委託料などの財政支出は現在行っておりません。

次に、6ページをお開きください。4の財務の状況についてでございます。当財団は、公益法人会計基準に基づき、財務処理を実施しております。具体的な内容につきましては、7ページの貸借対照表で御説明をしたいと思います。

7ページをごらんください。

まず、Ⅰの資産の部でございます。財団の資産といたしましては、1の流動資産の普通預金が1,938万4,092円、また、2の固定資産の基本財産のうち、投資有価証券が19億3,515万3,060円、定期預金が1,537万2,165円となっております、資産合計は19億7,000万4,317円となっております。

中ほど、Ⅱの負債の部でございますが、社会保険料等の未払い金及び預かり金でございます、3万8,809円となっております。

その下のほうのⅢの正味財産の部でございますが、正味財産は、指定正味財産と一般正味財

産とに分離され、このうち、指定正味財産は寄附等によって受け入れた資産で、使途について制約が課されているもの、一般正味財産はそれ以外の資産でございますが、まず、1の指定正味財産のうち、県寄附金が19億5,026万7,825円となっておりますが、これは平成16年度から19年度にかけて、約5,000万円基本財産の取り崩しを行いまして事業を実施したために、県出資額の20億円より減じているものでございます。

次に、ページが戻りますけれども、6ページをごらんください。5の公社等改革の状況についてでございます。

まず、(1)に記載しておりますように、当財団も、平成16年3月に県が策定いたしました宮崎県公社等改革指針に基づき、改革を実施しております。平成16年度から、県からの補助金を受けずに、基本財産の運用及び取り崩しにより事業を実施したところであります。

また、(2)にございますように、平成16年度から18年度の第1期改革におきましては、活動指標に、研究事業の助成数、研究成果の発表数及び講演会等開催数を掲げまして、基本財産の運用及び取り崩しにより、質及び量を落とすことなく財団の目標を達成するよう取り組みを行ったところであります。

また、(3)の19年度から21年度の第2期改革におきましては、引き続き第1期の3つの活動指標を推進いたしますとともに、改革工程といたしまして、財団のあり方の見直し、財団の経営の見直し及び県と財団の関係の見直しという3つを掲げて取り組みを進めてきたところであります。財団のあり方の見直しにつきましては、新公益法人制度が20年12月にできまして、5年のうちに制度にのっとった改革をしないと

いけないというふうになっておりますが、この公益法人制度改革に伴う財団のあり方を見直していこうと。また、財団の経営の見直しにつきましては、法人制度改革に伴いまして、評議員を設置するでありますとか、繰越金の基本財産への一部繰り入れでありますとか、そういった取り組みを今後進めていく必要があると。また、県と財団の関係の見直しにつきましては、役員あるいは事務局職員への県職員との関係、そのあたりの見直しが必要になってくるというふうに考えております。

(4)でございますが、今後とも、公益財団法人への移行——今の予定では、23年度に移行をスタートしたいというふうに考えておりますが、それに向けまして諸準備をしまいたいというふうに考えております。

福祉保健課分につきましては以上でございます。

○船木衛生管理課長 衛生管理課分について御説明をいたします。

当課関係は、財団法人宮崎県生活衛生営業指導センターと財団法人宮崎県公衆衛生センターの2財団でございます。

なお、本日、財団法人宮崎県公衆衛生センターは、業務の都合で出席をされておりません。御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

お手元の行財政改革特別委員会資料の11ページからとなっております。

初めに、宮崎県生活衛生営業指導センターは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、知事が指定した財団法人で、各都道府県に1カ所設置されております。

なお、生活衛生関係営業とは、12ページをお

開きください。（４）の出資者一覧の２から１４までの、理容業、美容業、公衆浴場業、クリーニング業、ホテル旅館業、興行場、飲食業、すし商、料理業、社交飲食業、喫茶業、食肉、食鳥肉販売業などの営業をいいます。

同じ１２ページの上段のほう、１の設立等の（１）設立目的でございますが、法律で定められました生活衛生関係営業施設の経営の健全化及び振興を通じて、衛生水準の維持向上を図り、あわせて、利用者、消費者の利用の擁護を図ることとなっております。

（２）の設立の年月日は、昭和５５年１１月２０日であります。

（３）の出資総額でございますが、総額は７２０万円で、県の出資額は２００万円、出資割合は２７．８％でございます。残りの５２０万円の出資額につきましては、（４）の出資者一覧に記載してありますように、各生活衛生同業組合の組合員数等の割合で出資しており、出資額と割合は出資者一覧のとおりでございます。

次に、１３ページをごらんください。（５）の県出資の経緯についてでございますが、ア、生活衛生関係営業は中小零細企業が多く、社会情勢の変化に対応するための資金的・人的余力がないことから、昭和３２年６月に生衛法が施行され、衛生措置基準の遵守、衛生施設の改善向上のため、同業組合及び連合会が組織され、自主的活動促進が図られてきました。

次に、イの過当競争等による激しい経営の環境を背景に、昭和５４年４月に生衛法の一部の改正が行われ、経営指導体制の整備強化の目的で、都道府県環境衛生営業指導センターの指定、及びその事業経費補助に対する一部国庫補助の規定が盛り込まれました。

ウ、これを受けまして、宮崎県の連合会が主

体となって、財団法人宮崎県環境衛生営業指導センター設立準備が進められ、昭和５５年６月１９日に、財団法人宮崎県環境衛生営業指導センター設立許可及び指定と、同センターの運営補助金の交付についての要望書が提出をされ、同センターが目指す関係営業全般の健全化は、県民の公衆衛生の維持確保に資すると判断し、県も２００万円の出資金を拠出したものであります。

次に、２の組織についてでございます。

（１）の組織体制をごらんください。非常勤の理事長１名、副理事長２名、常勤の常務理事１名、非常勤の理事１２名、監事２名で、役員は合計１８名の体制となっております。なお、常務理事は経営指導員を兼ねており、県職員ＯＢでございます。

次に、常勤職員は、県職員ＯＢの事業部長兼経営指導員、日本政策金融公庫派遣職員の指導部長兼経営指導員、県職ＯＢの振興部長と事務職員の４名体制でございます。

次に、１４ページをお開きください。（２）の常勤役員の年収額は、平成２０年度実績で１人当たり年額４４４万４、３４２円となっております。なお、役員報酬規程はございません。

次に、３の事業の概要についてでございます。（１）の県からの財政支出の状況ですが、平成２０年度決算額で、アの生活衛生営業指導事業、国が２分の１、県が２分の１の補助支出となっております、２、７６７万５、４３４円。イの生活衛生関係営業適正化促進事業、県・宮崎市の補助事業となっております、１３５万９、０００円。ウの自主衛生管理促進事業、県・宮崎市の委託事業としております、２３４万８、６００円となっております。

次に、（２）の平成２０年度の事業実績でございますが、アの生活衛生営業指導事業の１つ目

が、(ア)の経営相談事業で、窓口相談606件、地区別相談室開催(10地区・11回開催)、指導件数76件、経営指導員による巡回指導が257件となっております。2つ目が、(イ)の小企業等改善事業で、経営特別相談員79名によります融資相談等で、小企業等設備改善資金融資等指導が144件で、融資申し込み16件、生衛業特別指導が1,294件の実績となっております。3つ目が、(ウ)の専門家による相談指導事業で、税務相談が12日、税務対策連絡会議11回の789名の参加、弁護士による相談指導が24件となっております。

イの生活衛生関係営業適正化促進事業ですが、(ア)の活性化促進事業で、機関誌であります「生衛みやざき」の年間3回、約2万部の発行、また、従事者の技術向上や後継者育成のための事業を実施しております。(イ)クリーニング業適正化事業では、クリーニング相談専門員を配置し、クリーニングに係る苦情相談の原因究明や、クリーニング師従事者の研修会の円滑な実施に取り組んでおります。

ウの自主衛生管理促進事業で、生活衛生営業指導員125名によります関係営業施設の巡回指導については、県内9地区において延べ1,817件実施しております。

次に、下段のほうになりますが、エからカの事業につきましては、財団法人全国生活衛生営業指導センター、財団法人理容師美容師試験研修センターからの委託事業で、標準営業約款関係事業に係る審査・交付、クリーニング業法に基づく知事認定講習会の開催、理容・美容師免許登録事務、管理理・美容師資格認定講習会の開催などとなっております。

次に、15ページをごらんください。4の財務状況についてでございます。資料の16ページか

ら19ページに貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を掲載しております。経常損益につきましては、17ページが一番下の経常収益計が4,040万8,539円で、次の18ページの下段から11番目の枠になりますけれども、経常費用計は当年度で4,075万5,712円となっております、34万7,173円の赤字が出ておりますが、これは、平成20年度は生衛法施行50周年に当たりまして、県内の生活衛生同業組合の設立50周年記念行事が行われ、指導センターでも協力体制を敷いたことから、管理費が増加したものでございます。

住民の生活に欠かせない理・美容などの生活衛生業の健全な経営を維持し、住民が安全・安心に施設を利用できるように、衛生を確保するために行う県・市・関係機関からの受託経費が主なものとなっております。

恐れ入りますが、15ページのほうに戻っていただき、5の公社等の改革の状況についてでございます。

(1)に記載しておりますように、平成16年3月に県が示しました公社等改革指針に基づきまして、法人の役割、現状の分析、課題の抽出を行うとともに、宮崎県生活営業指導センターの今後の方向性検討会を設置し、協議検討が行われ、(2)にありますように、平成17年度にこの検討会の報告に基づき、事業を効果的に推進するための中期計画、「指導センター事業推進アクションプラン」を策定し、18年度から平成20年度までの3年間の中期計画にのっとりした事業推進を図っております。それをもとに、

(3)にありますように、最終年度の平成20年度には、この3年間の中期計画の総括評価を行った上で、新しい中期計画を策定するとともに、平成20年12月に施行された新公益法人制度

に合致した公益財団法人を目指して、事業の内容、組織等の見直しの検討が行われておるところです。

次に、財団法人宮崎県公衆衛生センターについてでございます。お手元の資料の22ページをごらんください。

1の設立等の(1)設立目的でございますが、公衆衛生に関する知識の普及に努めるとともに、環境衛生上必要な消毒、衛生検査等を行い、もって公衆衛生思想の向上と生活環境の改善を図ることとなっております。

次に、(2)の設立年月日は、昭和43年6月1日となっております。

次に、(3)(4)(5)の出資総額、出資者一覧、県出資の経緯については、出資しておりませんので、該当がございません。

次に、2の組織についてでございます。中ほどの(1)の組織体制をごらんください。役員は14名で、理事長は常勤で県職員OB、副理事長は2名、非常勤で宮崎県医師会の常任理事と県職員、常務理事は2名で、1名が常勤、1名が非常勤で、2名とも県職員OB、ほかの7名の理事のうち、非常勤で県職員2名、県職員OB1名、監事は2名で、1名が県職員OBとなっております。

次に、職員は38名で、事業部長は常務理事の兼務となっており、管理部長は県職員OBでございます。プロパー職員16名、非常勤職員5名、臨時職員5名となっており、食品衛生検査、水質検査、動物管理の業務を実施しております。

次に、(2)の常勤役員の年収額は、平成20年度実績で1人当たり417万1,350円となっております。なお、役員報酬規程はございます。

次に、3の事業の概要についてございま

す。(1)の県からの財政支出の状況ですが、ごらんのように、ア、イの2つの委託事業がありまして、平成20年度決算で、アの動物管理補助業務の委託料1億2,141万2,242円、イの食品衛生試験検査業務の委託料1,592万1,675円となっております。

次に、(2)の事業実績ですが、平成20年度実績といたしまして、1つ目が、アの犬の捕獲・抑留業務で、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬の捕獲、犬の引き取り及び犬の抑留施設の管理等に関する補助業務を実施しておりまして、捕獲1,311頭、引き取り1,462頭、返還277頭、譲渡362頭、殺処分2,125頭、猫の殺処分が2,603頭となっております。

2つ目が、イの食品衛生試験検査業務で、保健所から搬入されます食品等が、食品衛生法等に基づく規格基準、指導基準に合致しているかを確認するために、食品等の細菌検査、理化学検査を実施しておりまして、細菌検査1,083項目、理化学検査844項目となっております。

次の23ページをごらんください。4の財務状況についてでございます。資料の24ページから28ページに貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を掲載しております。経常損益は、26ページの上段の枠ぐりのところの経常収益計が2億9,176万5,498円、次の27ページの上から9番目の項目、経常費用計が2億9,397万6,236円で、221万738円の赤字となっておりますが、これは水質検査におきまして、入札等により検査手数料の単価が下がったために事業収益が減少したことによるものでございます。

住民の生活の環境維持や安全・安心に欠かせない動物管理業務や食品・水質検査等に係る事業に要する経費となっております。

恐れ入りますけれども、23ページに戻っていただき、5の公社等改革の状況についてでございます。

平成16年3月に県が示しました公社等改革指針に基づきまして、宮崎県公衆衛生センターの自主事業であります食品、水質、貯水槽水質検査の収益力の向上を目指し、食品検査料の改定やホームページの改訂、広告物発行等の広報の充実に努めるとともに、食品衛生協会に検査申請窓口を設けるなど、顧客サービスの向上への取り組みや、検査機関としての生命線でございます検査精度の向上に努め、検査結果の信頼性を確保していくこととしております。さらに、新公益法人制度改革の中で、現在、今後のセンターのあり方、方向性について検討が進められているところです。

以上で説明を終わります。

○丸山委員長 説明が終わりました。質疑がある方は質疑をお願いいたします。なお、1法人ずつ質疑を進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず初めに、看護学術振興財団につきまして質疑のある方はお願いいたします。

○井上委員 学術研究の支援に関する事業のところの、特別研究助成事業の「宮崎における育児支援事業」外3件、これはどういう中身なんですか。

○佐藤福祉保健課長 まず、例示しております育児支援事業につきましては、親子・家族をおもちゃ広場という形でおもちゃで遊ばせたり、そういう広場を開催して、延べ869名の親子に参加していただいて、いわゆる子育ての現状理解とか、必要な支援、どのようにしたら支援できるのか、あるいはどういう悩みを持っていらっしゃるのか、そういうところを研究したもの。

これは20年度からの3カ年事業で予定してまして、最終的には、子育て支援のプログラムをつくるという目的で進められております。

あとの3件につきましては、例えば、黄色ブドウ球菌のサーベイランスの研究、あるいは在宅の精神障がい者を支えるシステムづくりの研究、あるいは高齢者の元気度に関連した姿勢変容に関する研究として、例えば佐土原町をモデル地区に、転倒予防推進リーダーを養成するとか、そういった事業を実施なさっております。

○井上委員 設立目的を考えると、内容的に別にそのことが絶対にいけないというのはないのですが、民間機関で同様のことをしているようなところというのは全くないというふうに考えたほうがいいのでしょうか。

○佐藤福祉保健課長 この財団は、一つは、看護大学の教授の能力を生かす。あと、県内のNPO等との協力関係でよりいい研究をしていく。いわゆる共同研究ですね。例えば過去にも、周産期医療の研究を、NICUを持っている県内の医療機関あるいは保健所とか看護協会と共同研究して、周産期の医療マニュアルをつくり、結果的に周産期医療、死亡率の低減に効果を発揮したとか、あるいは介護の関係でケアマネジメントの研究ということで、市町村とか在宅介護支援センター、いわゆる介護現場の人たちと教授との連携協力、共同研究によって一定の成果を果たすとか、民間がやっているものとは中身がとといいますか、角度が違うのかなというふうに考えています。

○井上委員 ということは、これに行政がするということは、民間のとは全く目的……、何というんですか、学術研究の中身については全然そこは違うというふうに理解すればいいということですね。この20億含めて、これはそういう

形ですごく効果的な、今後もやっぱり続ける必要性が非常に高いという認識のもとであるというふうに理解していいということですか。

○佐藤福祉保健課長 20億という大きなお金をいただいて、出資をして運営されている財団ですから、より公益性の高い研究事業を今後とも実施していかないといけないというのは、もちろん大きな問題意識として常に持っておりますし、私ども所管する県あるいは財団ともに、そういう課題認識のもとに、今後ともより充実したものにしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○井上委員 最後ですが、平成8年に設立をして、先ほど課長が言ってくださった成果として挙げられるものが幾つかあったけれども、そういう意味でいうと、全国的な意味で広がりのあるという形での研究成果のあったものとするれば、どういうものがあつたかというのを教えてください。

○佐藤福祉保健課長 全国的にという部分が果たして言えるのかどうかわかりませんが、少なくとも、県内の看護水準の向上、あるいは医療水準、介護、子育て支援といった部分で効果を発揮している——先ほど申し上げました、がん予防対策、周産期医療対策、介護のケアマネジメント、子育て支援といったものの取り組みを、代表例として挙げさせていただいたところでございます。

○福田委員 7ページ、基本財産がほぼ全額まだ確保されているわけですが、投資有価証券は何なのか、運用利回りはどれくらいあつたのか、ちょっと教えてほしいですね。

○佐藤福祉保健課長 ほとんど5年物の国債で運用しています。年利率にばらつきがございしますが、一番高いもので1.50、一番低いもの

で0.30と。これは購入した時期によって変わります。平成19年に購入したものが一番高く1.50で、これが運用利子としてはかなり貢献しているというふうに考えております。

○福田委員 そうしますと、トータルで年間の運用益は幾らになっていますか。

○佐藤福祉保健課長 おおむね2,200万程度でございます。

○福田委員 基本財産が大きいですから、事業費は十分賄える運用果実が出ていますね。一部5,000万程度取り崩しがなされているわけですが、改革の状況等見ますと、当分取り崩しを継続せざる得ないというふうに私は文章を読んだんですが、内容的には前向きに、基本財産は大事に確保して運用果実でということが感じ取られるんですが、それはどうですか。

○佐藤福祉保健課長 取り崩しは平成16年度から19年度の4カ年間実施しました。19年に購入した国債がかなり利がよかったということもありまして、20年、21年度は取り崩しはせずに済んでおります。今後とも運用をいろいろ工夫しながら、取り崩しをしないで済むようにしていきたいというふうに考えております。

○福田委員 運用果実をかなり確保されたとおっしゃっていましたが、運用果実の中で累積したものを5,000万なら5,000万戻すことによって、当初の20億を確保される考えはないんですか。

○佐藤福祉保健課長 実は、今年度の予算から1,000万円繰り戻すということで予算を立てています。ですから、できれば20億に戻したいなというふうに考えております。年次的にはございません。

○福田委員 当時は財政的に余力がありましたから、基本財産を持ったいろんな財団が設立な

されたんですが、看護大学という本県待望の看護師養成の大学をつかって、それとセットで基本財産を本会計から繰り出したものですから、県の財産そのものなんですね。大事に使って看護大学の資質が高まるような使われ方をすべきだと考えていまして、ぜひその点はくれぐれも当初の考え方が横道にそれないようにチェックをお願いしたいと思います。以上です。

○高橋委員 さっきの答弁で周産期医療の研究の例を出されましたけど、確かに周産期医療は全国トップレベルに今なっていますね。背景にこういったいろんな研究事業の成果があっているんだなと。一度、池ノ上先生に話を聞いたときに、資金面で苦勞をされていて、勉強会をすれば会場費とかいろいろありますね。いろいろ工夫してお金を集めたんですと。この辺から出ていたんだなと私、今——違うんですかね。例えば、周産期医療のレベルを保つために、あの先生の話では、年間に定期的に、看護師さんは看護師さん、助産師は助産師でいろいろ勉強会されている話を聞いたんです。そういうのとは絡んでいるわけですか。

○佐藤福祉保健課長 申しわけございません。池ノ上先生との関係かどうかまで把握しておりません。

○高橋委員 どこからお金が出ているかわかりませんが、しかし、周産期医療の水準をしっかりと保つためには資金面で必要な部分があったり。なぜ周産期医療があんなになったかというのは、1次、2次、3次の連携がしっかりと保たということをおっしゃっていたんです。これは医師もそうだし、看護師もそうだし。今、医療というのは重大な課題を抱えていますので、周産期に限らず、小児医療とか、ぜひこんなのもっともっと活用してほしいなど、今さっき

課長の話聞きながら思ったものですから。きょうはこういった事業の概要でしか見えないんですけども、参考になる事業の話があればお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤福祉保健課長 財団の事業としてどういった事業を選定するかというのは、主体的には財団のほうでお決めになることではございますが、この財団の設立趣旨なり、出資を巨額にしているということもありますので、周産期医療だけでなく、小児医療とかいろいろな事柄が可能であれば研究いただくように、そのためにこのお金を活用いただくようお願いはしてみたいというふうに考えております。また、看護大学に60人ぐらいの優秀な教授陣もいらっしゃるわけですから、その方々の活用という意味からも、そういった視点もお願いをしてみたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 ちょっと2～3点お尋ねいたします。

出資は、宮崎県出資ということで20億円出資なんですけれども、設立の目的がここに書いてあります。当初は果実型ということだったろうというふうに思うんですけども、低金利ということで取り崩しもという分も場合によっては出てくるということなんですけれども、そもそも果実型にしても、何か事業が少ないような感じがするんです。事業の成果といいますか。取り崩しになったせいもあるのかもしれませんが、20億円あるわけですね。670万ですから……、700万ですかね。今、高橋委員からも出たように、看護医療の面で言えば大きな課題はたくさんあるわけで、もっともっと活用してもらって——残すのであればですよ、埋蔵金じゃないですけども、20億円というお金は大したお金ですよ、今となってみれば。ですから、有効に使っ

ていただきたいというふうな気がするんです。そこがちょっと欠けているんじゃないかというように感じも、外からだけですが、思いますので、そこは留意をしておいていただきたいのが1つ。

看護大学がある財団ですけれども、議会の関連とも非常に遠い感じがするんです。というのは、例えば入学式とかありますね。そこに行くわけでもない。当初からありませんから。看護師を養成するというので、10億円だったですか、去年かおとしの視察で行ったときに。子供たちが大きくなって看護師になって、宮崎県に何人残るんだと、こんなに投資をして、その割に投資効果がないじゃないかというような、人を投資効果ではかかったら怒られますけれども、やっぱり県内の看護師を確保してほしいというのがあるわけですから、そういう面からすると、何か象牙の塔みたいになっている面もあるんじゃないかというふうに思いますので、その辺も、答弁は要りませんが、もっと開かれた感じでいてほしいということを要望として申し上げておきたいと思います。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

私のほうから1点なんですけれども、評価シートには書いてあるんですが、学術研究助成の対象者や事業内容、研究成果の普及方法の見直し等により、公益性のある事業展開に努めると。財団のあり方についても、早急に見直しを行うというような第三者委員会からの結果も出ているんですが、これが出ているのは、県内全域の看護師のためにこの基金を使って運営してほしいという趣旨が、宮崎の看護大だけのために使っているから、もう少し公益性が必要じゃないかというように私はとっているんですが、この「対象者」というのをどのような感じだと

らえているのかをまずお伺いしたいと思います。

○佐藤福祉保健課長 研修事業の対象者ということでございますが、基本的には看護大学の教授が中心になっています。先ほど申し上げました共同研究事業につきましては、NPOとかいろんな諸団体、看護協会とか、いろんな団体との共同研究という形でやっております。そのあたりは実は私ども課題とっておきまして、新公益法人制度に移行しますと、より公益性の高い法人としての取り組みが求められますので、県内により広く活用いただけるような事業に持っていく必要があるというふうに考えております。

○丸山委員長 実質この財団には嘱託員1名しかいないということであって、それで20億あるというのは、非常に不自然といいますか、ほかの財団からするとバランスに欠けているとしか言えないというような気もするんですが、この感覚はどう見ればよろしいでしょうか。

○佐藤福祉保健課長 従来からこういう形になっておりますが、事業の性格、あるいは今後のいろんな展開を考えますと、この嘱託員1名という事務局の実質的な体制は不十分かなというふうに考えております。そのあたりは、予定しております新公益法人制度に衣がえするのを23年度スタートと考えておりますので、ここ1年半ぐらいかけて、そのあたりの体制も含めて検討しないといけないのかなというふうに考えています。

○丸山委員長 20億の利率のもとに約2,200万ぐらい出ているということでありまして、利率のほうは、実質議会のほうにはノーチェック的な形で執行されてしまっていると。6月の議会に経営方針なり実績報告があるんですけど、ほと

んど議会にノーチェックで通ってしまっている予算ではないかというふうに思っているんですが、それに対する考え方は今後どうされる予定でしょうか。

○佐藤福祉保健課長 今、委員長が例示されましたように、毎年6月に出資法人については内容の御報告はしております。その中で御審査もいただいているというふうに認識しております。ただ、もちろん、私ども所管する執行部といたしましても、毎年度報告書を徴しましてその内容をチェックしておりますし、3年に1回は少なくとも監査に参りまして、その事業内容のチェックをしております。もちろん日ごろから関連はございますので、いろんな形で議会のお声も含めまして伝えながら、軌道修正すべきところはすると、そういうスタンスで今後ともやっていきたいというふうに考えております。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、次に、生活衛生営業指導センターについて御質疑をお願いします。

○福田委員 先ほどから新公益法人という言葉が出ていますが、「公益法人」を頭にかけてながら収益事業がかなり行われまして、課税逃れの温床になっているというのが、これは公共性のある組織がつくった公益法人ではありませんよ、そういう法人が多いということで、今度は厳格な区分がされますね。その中でいろんな新公益法人が区分けされると思いますが、公社改革の中で、自主事業、収益事業という文言が入っておるんです。それは課税対象になる案件になるのかなというふうに直観的に感じたんですが、その辺の解釈はどうされていますか。

○船木衛生管理課長 生活衛生営業指導センターは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び

振興に関する法律」に基づいて設立された法人で、委員がおっしゃるように、事業の目的からしてもほとんどが公益事業を実施しておるわけです。そういった中で、収益事業という部分には、税法的にかかるのかどうか詳細は私も承知をしていないんですけれども、指導センターについては、ほとんどが収益事業ではなくて公益事業を実施しておるということです。

○福田委員 安心をいたしました。公益事業で、収益事業という区分でないとなれば、従前どおり非課税団体としての運営ができますから、よろしいかと思えます。

今度は、貸借対照表の中で、退職給付引当資産が計上されております。当然、職員の皆さんがいらっしゃるんですから、退給引当は大事でございしますが、現在おられる方の退職金を100%内部積み立てしているのか、あるいは一部内部一部外部積み立てしているのか、その辺はどうなっているんですか。

○船木衛生管理課長 プロパーで事務職員の方が生活衛生営業指導センターは1名おられるわけなんですけれども、この方が退職金の手当の対象になっているわけです。平成15年までは指導センターで独自に積み立てをしておりました。平成16年度から中退協のほうに加入しまして、中退協のほうからの退職金ということで、今、退職金で積み立てた分を中退協のほうに随時毎年振り込んでいって、20年度でそれが終わって、来年度からは年度分だけを中退協のほうに納入するという形で移行することにしております。

○福田委員 外部積み立てによって保全をされるわけですから、望ましいと思えますね、中小企業退職金制度。この4,498万の帰属は、16名の方の積み立てとなるんですか。退職給付引当資

産というやつは。全額中退協へ移行になった場合にはどうなるんですか。

○船木衛生管理課長 委員が今見ておられる部分が、資料の16ページ……。

○福田委員 いや、24ページじゃないかな。私、勘違いしていた。どうも失礼しました。ページ違いでした。

○船木衛生管理課長 16ページで、退職給付引当金と、中ほどよりちょっと下のほうにございます。60万7,191円という額が示してありますが、1人分のということでございます。

○福田委員 よくわかりました。中退協に100%移行していると。ページの間違いでした。どうも失礼しました。

○鳥飼委員 ちょっと細かくて恐縮なんですけど、収入というのは、14ページに県からの財政支出、ア、イ、ウと書いてありますが、これだけですよ。

○船木衛生管理課長 はい、そのとおりです。

○鳥飼委員 13ページに職員の内訳が書いてございますが、県OB 2名、政策金融公庫派遣1とあるんですけど、これは前から政策金融公庫から来ておられたんですか。その経緯とか何かわかりますか。

○船木衛生管理課長 生衛センターで日本政策金融公庫から派遣されていますのは、経営指導員という資格の部分で勤務を指導センターのほうから求められておるわけです。その指導員の資格の中の金融、融資、そういった部分の専門知識のある方を1人置いて、関係の業界の方への指導をお願いします。もう一人が、常務が兼務されておりますけれども、衛生面の行政で指導してきた衛生設備的な部分を指導する。1人が税務的な部分で指導する。そういう3名の経営指導員の体制となっております。

○鳥飼委員 わかりました。勉強不足でした。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

○武井副委員長 1点お伺いします。

指導センターの県の人員のところなんですけど、見てみますと、19年度は常勤の役員で県職員が1名、職員が2名、これが20年度になりますと、もともとOBが1名いましたから、職員が3名となっているんですが、これは同一人物の方が退職をされてそのまま在任をしているという理解でよろしいのでしょうか。

○船木衛生管理課長 そのとおりでございます。

○武井副委員長 人数的に見ますと、常勤の方というのが、OBと職員と見ますと、実質6名中4名が県のOBということになるかと思うんですが、こういったあり方というのがいいのか、また、今後、例えばプロパーの職員の養成ということをしていくといったことはお考えがあるのかどうか、伺います。

○船木衛生管理課長 6名でなくて、兼務になっているものですから、職員からいきますと、県職員の部分等含めて職員は5名という形になります。それで、委員のほうは今おっしゃいましたこういった体制の部分ですけれども、経営指導員というのが、先ほども説明をいたしましたように、資格要件が要綱で定めておられまして、その要綱に基づいた形で指導センターのほうから要請があっているというふうに考えております。

○武井副委員長 ちょっとお答えになっていないと思うんですが、すなわち、資格要件であるということはわかるんですが、そうしたときに、実際にプロパー職員も現実いるわけなんですけれども、プロパー職員に資格を取らせるなり、資格を持った人を雇用するなり、そういう

形で、プロパー職員を割合的にふやしていくということは考えがないのかどうかということをお伺いします。

○船木衛生管理課長 生活衛生営業関係の営業施設の団体の集まりでありまして、そういった関係の施設の方々に指導をしていく上では、緊急的に指導したり、経験上でいろいろ指導していく部分が多いかと思えます。適切にそういう指導をしていくためには、その養成的な部分ではかなり時間を要するのではないかというふうに思えます。

○武井副委員長 全然お答えになっていないと思うんです。ですから、プロパーの職員に資格を取らせるなり、資格がある人をプロパーとして雇用するなりして、OBが多い割合をプロパーの職員に割合的に変えていくということが必要ではないかと私は思うんですが、そういったことについてどう思われるかということですか。

○船木衛生管理課長 繰り返しになるんですけども、一定以上の経験を積んでいないと、経営相談、施設衛生管理等に関する相談に対して適切な業務遂行が望めないという部分から、かなり時間がかかるということで、やはり業務の性格上、常に適切な対応が必要であるという点から考え、そして、業務を停滞させることができないという面からしまして、人選はそれののっとなって勘案するべきものであるというふうに考えます。委員がおっしゃいます養成する部分についてどうかということをございますか。

○武井副委員長 ですから、そういった養成ということは考えていらっしゃるのか。つまり、今後は、そういった方向に移行していくというお考えはあおりかどうかということをございます。ないならないということでも。

○船木衛生管理課長 資格要件が、経営指導員

にはあるものですから、当面はないということをございます。

○丸山委員長 先ほどから経営の指導というところに入ってくるんですが、経営指導するところがほかにも、商工会議所さんとか、商工会さんとか、そういった経営指導とここは何が違うのかということをお伺いしたいというふうに思っているんです。

○船木衛生管理課長 委員長がおっしゃるように、商工会議所は、商工会議所法に基づいて設立をされております。生活衛生営業指導センターは、「生活衛生営業関係の運営の適正化及び振興に関する法律」、これに基づいて設立をされておまして、両者とも、その目的、実施する事業が法律に明記されておりますので、役割が異なっておるといようなことで、合併するとかそういう部分で一緒に事業……、経営の部分も、衛生的な部分と施設基準といった部分があるものですから、商工会議所と指導センターのすみ分けはできておまして、指導センターの理事の方に商工会関係の方も入っていただいて、そこら辺の協議を進めて事業をうまく運営するようにいたしております。

○丸山委員長 14ページにアからカまで書いてあります。この事業実績のうち、比率が高いのは経営指導というふうにとったほうがいいのか、それ以外のほうが多いととったほうがいいのか、それもお伺いしたいと思うんです。

○船木衛生管理課長 総合的に経営的な健全化を図っていく中で衛生を確保するというようなことになりますので、金融、施設的な衛生設備、経営、こういった部分のものが加味される条件であるというふうに思えます。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

なければ、次に、公衆衛生センターについて

質疑のある方はお願いいたします。

○**福田委員** 先ほどは失礼いたしました。私がさっき危惧したのは、23ページの自主事業、これは民間でもやっているわけですね、食品、水質、貯水槽水道検査。これが新公益法人になった場合も非課税の事業として行えるかどうかということを知りたかったんです。

○**船木衛生管理課長** 食品の検査関係につきましては、ここは厚生労働省指定の登録検査機関でありまして、登録された施設で検査を行わないと、行政がした場合は行政指導ができるわけですが、登録検査機関でないと、行政指導等に検査結果データが用いられませんので、基本的にはその分は公益性のある事業というふうに思っております。ただ、今、委員おっしゃいます非課税になるのかどうか、そこは確認をいたしますので、しばらくお待ちください。

○**福田委員** では、もう一点。常勤役員の年収額等について、私は、これは非常にリーズナブルな妥当な金額だと見ているんです。役員報酬規程があるんですが、これあたりはどの辺まで書いてあるんでしょうか。規程というのは何条か文言が羅列されていると思います。

それともう一つ、東京都の石原知事が、「優秀な人材は、天下りと言われようが、外郭団体等で使うべきだ。ぜひそういう使い方したい。しかし、都民の皆さんが納得する報酬、あるいは、一回、東京都の職員として退職金をいただいているんだから、退職後、就職した新しい団体においては、新たな退任慰労金や退職金は支給しない。そういうことで都民の理解を得れば、優秀な人材をほっておく手はない」ということを言われているようですが、我が宮崎県においてもそういう考えで規程がつくられてい

るんでしょうね。

○**船木衛生管理課長** 役員の退職金等につきましては、県職員を退職されてそこに要請されて行かれている方等につきましては、退職金はございません。

それと、自主事業の収益については、公衆衛生センターのほうも公益法人のあり方について今検討しておるということで、一般の公益法人になるのか、公益法人制度に基づいた新公益法人になるのか、そこを今検討中であるということ、非課税かという部分は確認をしないとわかりませんので、そこは後で確認をしたいと思います。

○**丸山委員長** ほかにございませんか。

○**鳥飼委員** 何点かお尋ねをしたいと思います。

職員のところを見ますと、役員が14人、職員が38人で、OBの方も2人おられるようですが、プロパー職員が16名おられますね。それから、嘱託の方が10名、非常勤の方が5名、臨時の方が5名ということで、不安定雇用の方が結構おられるようなんです。そういう状況の中で、今やっておられるのは、県からの委託ということで動物管理事業をやっておられます。動物管理の補助業務ということなんですけれども、動物の捕獲、犬の捕獲ということをする場合は、獣医師さん、そういう人たちがタッチをすべきだということになっているわけですが、センターと県の保健所なり宮崎市の保健所ということになるだろうと思いますけれども、この関係はどんなふうになっているんでしょうか。

○**船木衛生管理課長** 公衆衛生センターに委託している内容の中で、動物管理業務の補助というのがございますけれども、これは狂犬病予防

法等に基づきます業務で、県内の8保健所、4動物保護管理所で行います動物管理の業務でございまして、狂犬病予防員、先ほど委員のおっしゃいました獣医師等の指示に基づきまして、犬・猫の苦情処理や、犬の捕獲、犬・猫の引き取り、4つの動物保護管理所での飼養管理、殺処分、焼却などの業務に加えまして、最近では動物愛護がかなり進んできておりまして、こういった中で、犬・猫の適正飼養、普及活動を実施していただいております。

○鳥飼委員 市の保健所ですね、宮崎市が3分の1ぐらい面積的に占めるわけですがけれども、宮崎市の保健所もここに委託をするということになっているのでしょうか。

○船木衛生管理課長 市のほうの動物管理の補助業務につきましては、公衆衛生センターに委託をされております。

○鳥飼委員 そういう状況の中で、事業実績にも書いてございますけれども、捕獲、引き取り、返還、譲渡と。殺処分が2,125ということで、何年か前からするとかなり減ってきたのかなというような感じを受けるんですが、私の勘違いかもしれませんが。宮崎市の分も含めてということになれば、動物愛護思想の普及というのも当然あるわけで、そして、動物を預かる、ひまわりじゃなかった、何かできていますね、西部のところ。そういうのもできているんですけれども、動物愛護といいますか、捕獲、処分の状況等はどんなふうになっているのでしょうか。

○船木衛生管理課長 動物、特に犬、猫でございまして、これの捕獲、引き取りの状況につきましては、おっしゃるように、動物愛護思想の普及といいますか、啓発が進んでまいりまして、近年、処分頭数等は少なくなってきました

おります。平成5年で、犬の処分が1万567、引き取りが6,209、捕獲が5,199でございました。5年後の平成10年が、処分が7,617、引き取りが4,125、捕獲が3,941。平成15年には、処分が4,067、引き取りが2,308、捕獲が2,121。平成20年になりますと、処分が2,125、引き取りが1,462、捕獲が1,311というような流れで、処分頭数につきましても、平成5年当時は1万頭ぐらいあったものが、今は2,000頭ちょっとになっておるという状況にございます。

○鳥飼委員 そういう意味では、何年か前にテレビで、何とか箱、何でしたかね、ちょっと思い出しませんけれども、大分批判をされて、殺処分が多過ぎるじゃないかというようなことであつたんですけど、こういう努力のもとに殺処分される犬がかなり減ってきたというのは、このセンター含めて、保健所やら含めての御尽力のたまものだというふうに思っているところでございます。

次に、食品衛生試験検査業務、これは県の委託事業ということになっているわけです。県が委託する理由といいますか、保健所でやる分を、保健所が手が回らないからお願いしますよということになると思うんですけれども、簡単に結構ですので、説明をお願いします。

○船木衛生管理課長 公衆衛生センターに食品の検査を委託している理由でございまして、先ほども申し上げましたけれども、食品衛生法に基づきます検査の登録機関となっております。ここで検査をした結果データで、食品衛生法に基づきます行政指導ができるようになっております。従来から公衆衛生センターに――昭和44年から当業務を実施しておりますけれども――実績があるということで検査を実施しているところでございます。食品の検査につつま

しては、そこで出た検査結果、例えば食肉製品でありますなら、ハム・ソーセージ等で、添加物でいいますと保存料、細菌でいいますと大腸菌が陰性である、あるいはソルビン酸が0.5以下とか、そういう基準があるわけですが、そういう基準結果をもとに、先ほど言いましたように、出たデータをもとに関係の営業施設へ指導するということができますので、公衆衛生センターのほうに検査を依頼しておるという状況でございます。

○鳥飼委員 そう考えてみますと、消費者の食品に対する責任ですね、重要な機関だというのがわかるわけなんです、そのほかにも県内に食品衛生法に定める指定検査機関というのはあるのでしょうか。

○船木衛生管理課長 鹿児島に本社がある民間の分析試験検査センターが、宮崎市内に登録ということで、平成19年の1月に厚生労働省の登録の指定を受けております。ただ、こちらのほうは、理化学検査のみの指定を受けておりました、先ほど申しましたように、食品を採取いたしまして検査を依頼する場合に、理化学の検査と微生物の検査を行うものですから、両方の指定を受けているところでないという現実行政指導ができないというようなことで、現在、公衆衛生センターのほうに委託をしておるところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。そうすると、理化学のところは、鹿児島にある民間のが入ってやっている部分があるということですから、そこは競争ということになるわけですね。

そこで、先ほど職員のところをお聞きしましたけれども、プロパーの職員が16名おられる。余り待遇がよくないところも聞いております。それをカバーするというので、自主事業、食

品とか水質をやっていかないと、食品衛生法に定める県の食品検査だけでは検査員の確保もできない、収入の確保もできないというような事情もあるのではないかとこのように思うんです。この辺の自主事業の実施状況、収入も環境も含めてですけれども、現在どんなふうな推移を示しているのでしょうか。

○船木衛生管理課長 食品の自主検査につきましては、平成2年に登録指定検査機関となっております。それ以降、平成2年が細菌・理化学で997件、平成10年が8,110件、平成15年で1万260件、19年度までの資料しかございませんけど、19年で1万507件と、営業努力というんですか、そういった形で検査件数をふやしてこれております。そのほかに、水質検査も自主検査があるわけですが、これにつきましても、上水道とか簡易水道、専用水道の検査をされておるわけです。平成2年で601件だったものが、平成10年で642件、平成19年あたりから水道のほうは横並びになっておりますけれども、539件、こういった形で、食品だけでなく水質検査のほうも。それと、貯水槽水道検査という形で自主事業を実施されておりますけれども、こちらのほうが、平成2年で487件、平成10年で724件、平成19年で807件と、この貯水槽水道検査についても事業実績を伸ばしてこれられて、自主的な財源の確保に努めておられます。

○鳥飼委員 そうしますと、いろいろお聞きしますと、営業努力をされて収入の確保はそれぞれしておられるということだろうと思います。ただ、先ほども言われたように、県外の機関が民営化とあわせて入ってきて、県内独自の検査機関がなくなってしまうというような可能性も、場合によっては経営ができなくなるということもありますから、そこはしっかり経営努力

もしていただいて、競争に勝つような体質の強化に向けて努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○緒嶋委員 事業収益で、水質検査収益が単年度で1,400万近く減っておるわけですね。条例に基づく水質検査というのは義務的なものがあるんじゃないですか。これだけ減るといふ理由は何ですか。

○船木衛生管理課長 説明のところでも申し上げましたけれども、赤字になっている部分は水質の検査の部分なんですけれども、検査機関の競争といいますか、市町村等の水道水の検査等を公衆衛生センターが受けているわけですが、各検査機関が各市町村を回りまして、うちのほうからとってくださいという価格で、市町村が入札をやるわけなんですけれども、その入札の中で競争する部分で、その競争の中で価格が下がっているものですから、事業努力されて件数のほうはふえているんですけれども、結局、検査の単価が、手数料が減ってしまったということで、収入が減っているということでございます。

○緒嶋委員 年間で3,677万も減っておるわけですね、受託事業も含めた収益まで。こういう中で報酬とか給与とか変わらんということは、内部体制をかなり改革していかんや、このままいけば正味財産もどんどん減るような感じになるし、経営的に今のような陣容で継続するということはできんようになるんじゃないですか。競争が激しくなり、収益が伸び可能性というのはなかなか望めんということになれば。

○船木衛生管理課長 今、検査機関等がかなりふえてきてまして、そういう競争というのがあるわけなんですけれども、いずれにしましても、この検査というのが、検査結果が非常に信頼性

のあるものでないといけないわけですし、検査の精度を保つ上では、検査機関同士でそういう競争だけしておいたら、現実的には、検査機関のほうがおっしゃるようになり立たなく部分があるかと思っております。今後その部分の検査手数料等については、適正な価格で私は推移していくんじゃないかなというふうに思っています。

○緒嶋委員 それは、いくんじゃないかなという期待を言われるだけであって、現実はそのとおり、今、何でも競争の社会で安くなる中では、逆に言えば、県が受託事業収益とかそういうのを伸ばせば別ですけど、陣容まで含めて相当考えていかなきゃ成り立たんような気がしてならんとですが、今、課長の言われるようなことで大丈夫なんですか。

○船木衛生管理課長 センターのほうも、委員おっしゃる部分では危惧をされている部分がございます、いろんな部分で経費の節減とか図っていくということにされておりますし、そういった部分についても、今、センターのほうで検討をされておるところでございます。

○緒嶋委員 県のほうでは、そのことについて指導するというようなことはできんわけですか。こういう状況を見て。向こうが検討しておるといふだけでいいわけですか、県は。

○船木衛生管理課長 その部分については、常時センターのほうからも御相談がありますので、中身を吟味しながら適正な指導を県としてはしてまいりたいというふうに思います。

○緒嶋委員 今言われたように、「向こうは検討しております」ではなくて、県がどういうふうに指導するかということが今後重要な点になるんじゃないですかというふうに私は言いたいわけですね。

○船木衛生管理課長 はい、わかりました。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 その他でもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、ないようですので、以上で、福祉保健部の概要説明を終わらせていただきます。福祉保健部の皆さん、お疲れさまでした。退席していただいて結構でございます。

なお、この後、委員協議に入りますので、傍聴者の方も退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時3分再開

○丸山委員長 委員会を再開します。

それでは、委員協議に入りますが、まず、協議事項1の県内調査についてであります。

前回の委員会で一任を受けましたので、正副委員長のほうで作成いたしました県内調査の日程案をお手元のほうに配付しております。

8月6日に、一ツ瀬川県民スポーツセンター、ミヤチク、都城市役所、8月7日に、都城圏域地場産業振興センター、県体育協会、スポーツ施設協会、治山林道協会等を調査したいと思っています。

これらに当たりましては、各部局を横断的ということで、時間の都合もありまして1つだけしか見られないものですから、御了承を願えればと思います。御意見等があればお願いしたいというふうに思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 ないようですので、後日、書記が調査の出欠等に関して確認いたしますので、

よろしくをお願いいたします。

また、調査時の服装につきましては、クールビズという形をお願いしたいと思います。

次に、次回の委員会についてであります。あすも引き続き、各部局が所管する公社等について説明を受ける予定になっておりますが、何か執行部への要求等はございませんか。

○福田委員 各外郭団体に共通しますけど、OBがおられて役員報酬が支出されている団体については、役員報酬規程というのがあると思うんです。それが共通すれば、県が指導して1種類かもしれないけど、ちょっと見たいですね。

○丸山委員長 今、福田委員のほうから言われたのは、すぐに準備は無理かもしれません。23日の特別委員会等ありますので、そのときでもしっかりと資料要求をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ、あすの委員会は午前10時からを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時6分閉会